

真狩村一般廃棄物処理基本計画

(令和6年度～令和15年度)

令和6年3月

真 狩 村

【目次】

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画構成	1
3. 計画対象区域	2
4. 計画収集人口	2
5. 対象廃棄物	2
6. 計画期間と目標年次	2

第2章 真狩村の概況

1. 地勢	3
2. 気候	3
3. 人口・世帯数	4
4. 人口構成	4
5. 人口動態	6
6. 土地利用	6
7. 産業	7
8. 観光	8
9. 将来の構想	8

第3章 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系	10
2. ごみの排出量	15
3. 資源化・リサイクルの状況	18
4. 最終処分の状況	19
5. ごみ処理施設の概要	21

第4章 関連計画の整理

1. 計画の性格と位置づけ	25
---------------	----

第5章 将来ごみ量の予測

1. 人口予測	26
2. ごみ発生量の考え方	26
3. ごみ発生量の予測	27
4. 種類別ごみ発生量の予測	28
5. 資源化・リサイクル率の予測	29
6. 最終処分量の予測	30

第6章 ごみ処理の課題

1. 収集・運搬の課題	31
2. 減量化・資源化の課題	31
3. 中間処理施設の課題	32
4. 最終処分場の課題	32

第7章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針	33
2. 計画の目標	34
3. ごみ処理費の抑制	37
4. 基本方針に基づく今後の取組み	37
5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	41
6. ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	42
7. 収集・運搬体制計画	43
8. 中間処理計画	46
9. 最終処分場計画	47
10. その他ごみに関し必要な事項	47

第8章 生活廃水処理計画

1. 計画策定の趣旨	49
2. 基本方針	49
3. 生活排水の排出の状況	49
4. 生活排水の処理体系及び処理主体	50
5. 生活排水処理基本計画	51

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

私たちは、持続可能な社会の実現を目指して、一般廃棄物の適切な処理に取り組んでいます。一般廃棄物は、私たちの日常生活や生産活動から発生し、環境や人々の健康に悪影響を及ぼす可能性があります。そのため、適切な処理を行い、廃棄物のリサイクルや再利用を推進することが重要です。

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」という規定により、定められています。

本村のごみ処理に関しては、第6次真狩村総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）の中で年を重ねても住み続けられるように、また、村から離れても「ふるさと・真狩」に戻ってきたいと思えるように、住民が日常生活を心地よく過ごせる真狩村をめざし、循環型社会の構築に向けたごみの減量化、資源化及び適正処理の推進を積極的に努めています。これまで、ごみ処理の有料化、生ごみの分別収集処理による堆肥化、紙製容器包装とプラスチック製容器包装リサイクルの推進によりごみの減量化が順調に図られてきました。また、燃やせるごみは羊蹄山麓7ヶ町村の広域処理を行っているところでありますが、新たなごみ処理方法として固形燃料化へと移行し、ごみ処理の大きな転換が図られています。

本計画は、長期的・総合的視点に立って、今後の循環型社会の構築とごみの適正な処理を進めるための各種施策についての基本的な方向を示すものです。

2. 計画構成

一般廃棄物処理計画は、図1-2-1に示すとおり、「一般廃棄物処理基本計画」と「一般廃棄物処理実施計画」から構成される。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分「ごみ処理基本計画」及び生活排水に関する部分「生活排水処理基本計画」から構成されています。本計画は、下記の「一般廃棄物処理基本計画」に位置づけられます。

一般廃棄物処理計画			
一般廃棄物処理基本計画（本計画）		一般廃棄物処理実施計画	
ごみ処理基本計画	生活排水処理基本計画	ごみ処理実施計画	生活排水処理実施計画
一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変更があった場合には見直しを行うことが適切です。		一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに次年度に関するごみ及び生活排水処理について策定する必要があります。	

図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成図

3. 計画対象区域

本計画の計画区域は、真狩村全域とします。

4. 計画収集人口

本計画の計画収集人口は、全行政区域人口とします。

5. 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

6. 計画期間と目標年次

本計画は、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、社会状況の変化に対応する必要があるとされた場合は、計画目標年次にこだわらず、見直しを行うことができるものとします。

計画期間 令和6年度～令和15年度

目標年次 令和15年度

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
区分												
一般廃棄物 処理基本計画		計画策定										計画目標年次

第2章 真狩村の概況

1. 地勢

真狩村は、札幌市を中心とする道央経済圏の南西部にあり、後志管内に位置しています。村域は羊蹄山の南に広がっており、東は留寿都村、西はニセコ町、豊浦町、南は洞爺湖町に隣接し、北は羊蹄の山頂においてニセコ町、倶知安町、京極町、喜茂別町に隣接しています。

地勢は、概ね波状形をなしており、北境には羊蹄山（海拔1,893m）がそびえ、農耕地は海拔約200～300mの台地であって、起伏して南に延び、その中を大小の河川が流れている高原の畑作地帯になっています。

- ① 面積：114.25 km²
- ② 方位（経度）：東経140° 39′
（緯度）：北緯 42° 45′ 40″
- ③ 長さ（東西）：16.1 km
（南北）：19.4 km
- ④ 海抜：標高220m

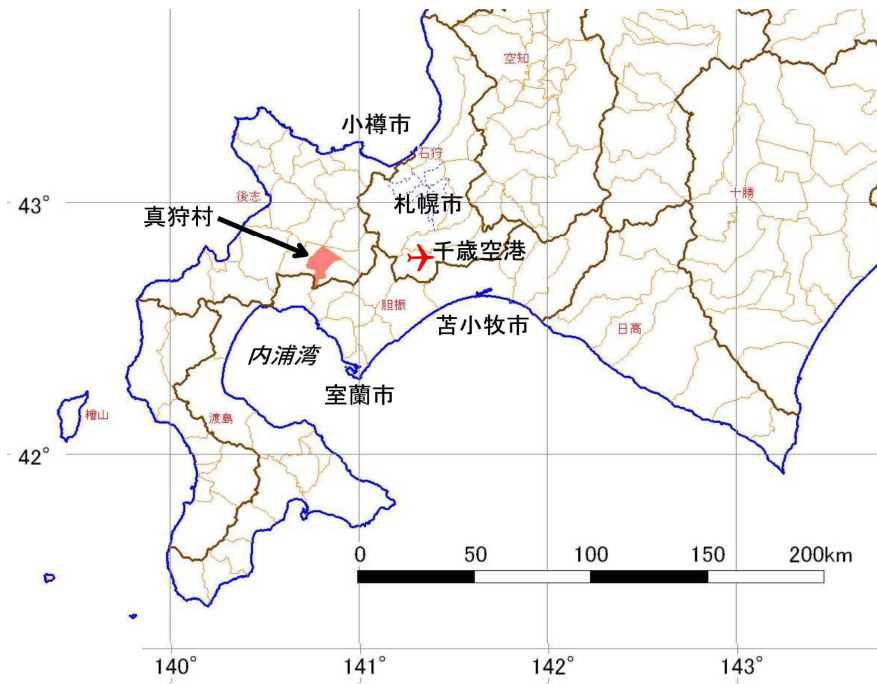


図 2- 1- 1 位置

2. 気象

羊蹄山の南麓にあるため、風力は比較的弱く、風水害は少ないが、積雪は多く、寒気も厳しい。気温は、12月から3月までの平均気温は約-5℃、4月以降では、日平均が20℃以下で、年間を通じての最高温度は32.3℃、最低気温は-22.1℃となっています。

また、年間降水量は約1334mm、積雪量は230cmに達する道内でも有数の豪雪地帯です。

3. 人口・世帯数

本村の人口は、平成25年以降の推移を見ると、緩やかな減少傾向が続いており、令和4年は1,951人で、10年間で184人減少しています。

また、世帯数についても、増加傾向にありましたが、人口と同様に令和3・4年はコロナ禍の影響により、減少幅が大きくなっています。

表 2-3-1 真狩村の人口・世帯数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	2,097	2,095	2,088	2,102	2,079	2,010	1,951
世帯数	926	941	953	961	972	964	941
一世帯あたり人数	2.26	2.23	2.19	2.19	2.14	2.09	2.07

資料：住民基本台帳人口世帯数より（各年1月1日現在）

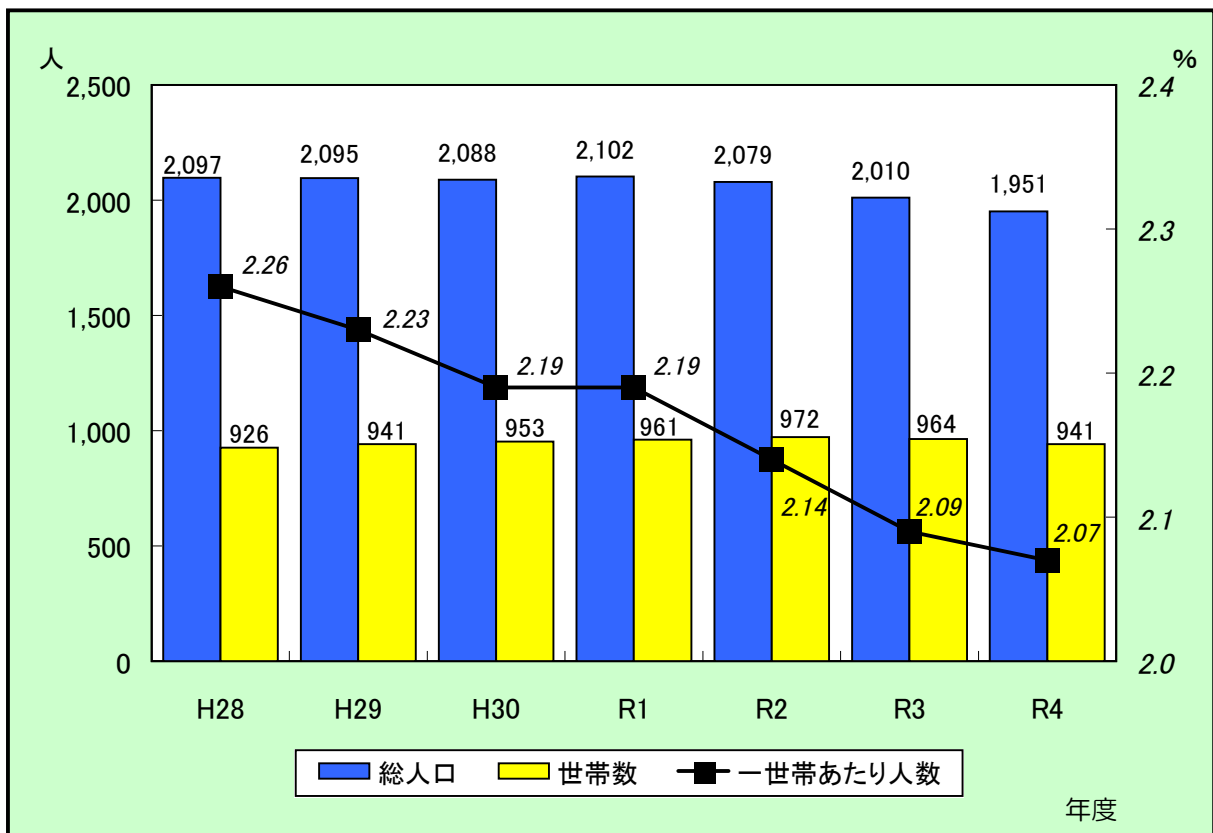


図 2-3-1 人口・世帯数の推移

4. 人口構成

令和2年の人口構成比は、年少人口「0～14歳」が11.8%、生産年齢人口「15～64歳」が53.7%、老年人口「65歳以上」が34.5%となっています。

過去の調査結果と比較すると、生産年齢人口が減少し、老年人口の増加が見られ、高齢化がすすんでいます。

表 2- 4- 1 真狩村の人口構成の推移

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	人	294	235	239	242
	%	12.5	10.7	11.4	11.8
15～64歳	人	1,414	1,288	1,165	1,098
	%	60.1	58.8	55.4	53.7
65歳以上	人	646	666	698	705
	%	27.4	30.4	33.2	34.5

資料：国勢調査3区分別人口より

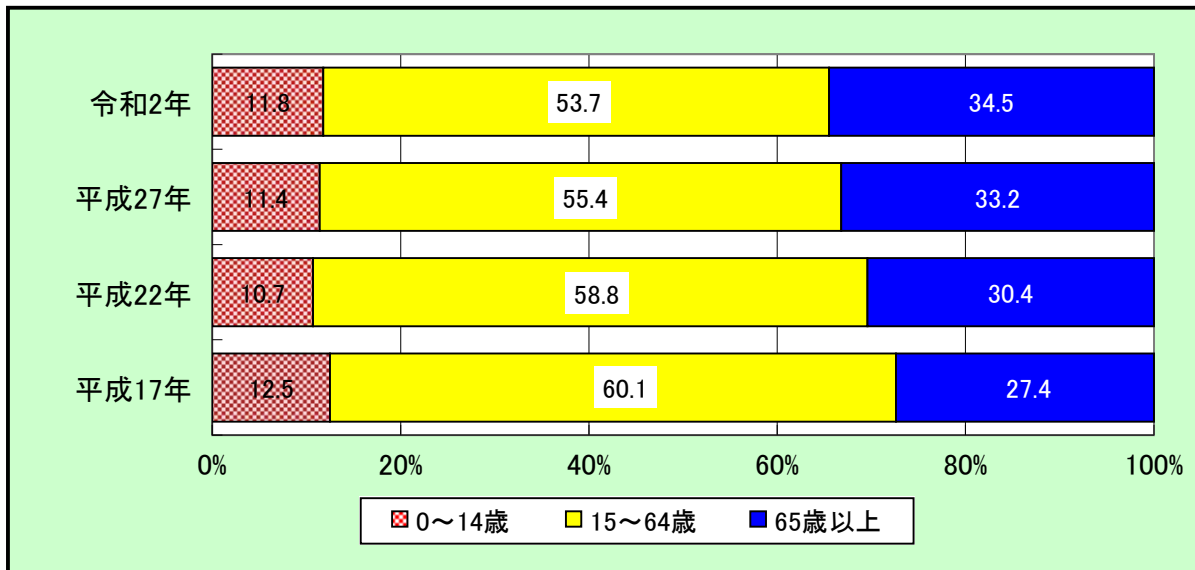
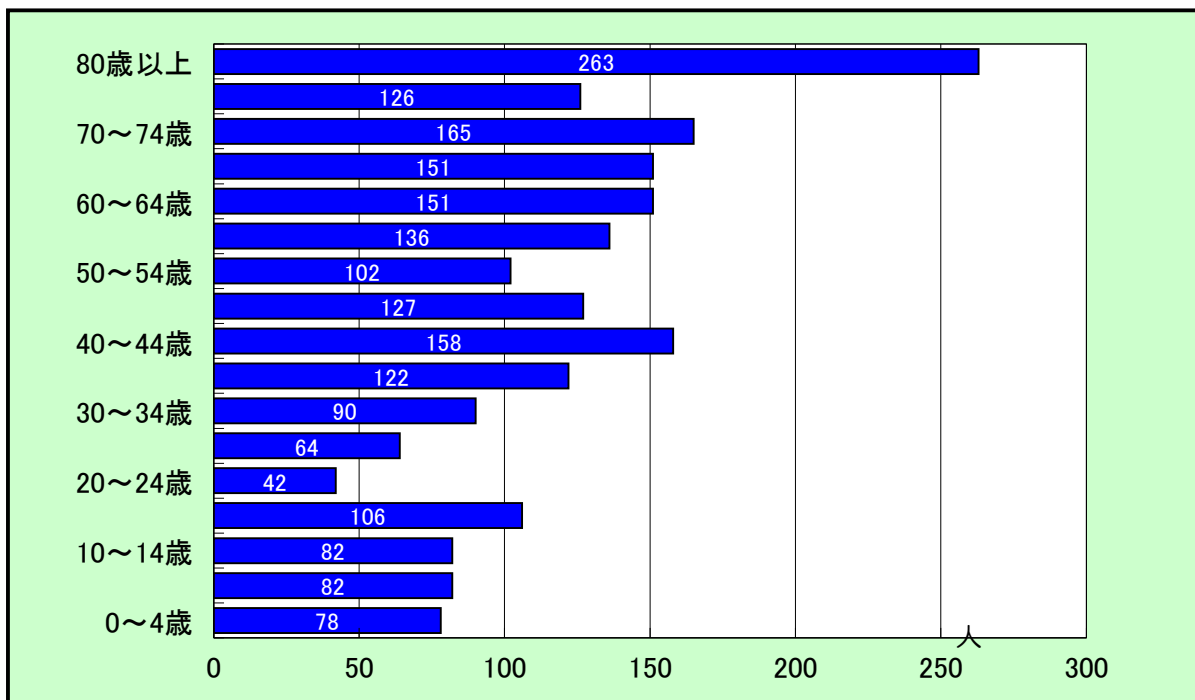


図 2- 4- 1 人口・世帯数の推移



資料：令和2年度国勢調査5歳階級別人口より

図 2- 4- 2 年齢5歳階級別人口の割合

5. 人口動態

村内での出生・死亡数（自然動態）、転入者数と転出者数（社会動態）を表 2-5-1 に示しています。

令和元年から自然動態・社会動態ともにマイナスとなっており、全体として人口の減少が見られます。

表 2-5-1 真狩村の人口構成の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自然動態	出生	17	10	17	17	13	18	12
	死亡	25	23	39	30	29	28	30
	増減①	△ 8	△ 13	△ 22	△ 13	△ 16	△ 10	△ 18
社会動態	転入	129	109	139	116	98	90	133
	転出	121	102	103	124	151	140	138
	増減②	8	7	36	△ 8	△ 53	△ 50	△ 5
その他増減③		△ 2	△ 1	0	△ 2	0	1	9
人口動態①+②+③		△ 2	△ 7	14	△ 23	△ 69	△ 59	△ 14

資料：住民基本台帳人口動態より（各年1月1日～12月31日）

6. 土地利用

本村の総面積は、114.25km²であり、地目別面積割合では、「その他」が31.5%で最も高く、「山林」が29.9%、「畑」が26.0%となっています。

表 2-6-1 土地利用状況〔令和4年〕

	面積 (km ²)	割合 (%)
田	0.13	0.1
畑	29.76	26.0
宅地	1.12	1.0
湖沼	0.08	0.1
山林	34.11	29.9
牧場	0.25	0.2
原野	10.72	9.4
雑種地	2.05	1.8
その他	36.03	31.5
総面積	114.25	100.0

資料：固定資産の価格等の概要調書より

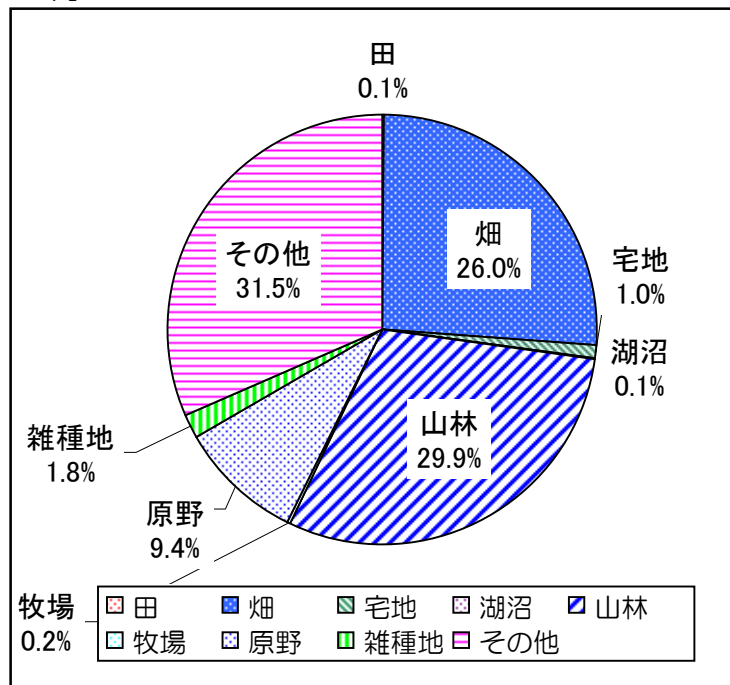


図 2-6-1 地目別土地面積構成

7. 産業

本村の産業別事業所及び従業員数は、増加で推移しています。

産業別（第1次～第3次）で見ると、事業所数は第1次～第3次産業で増加しています。従業員数は第1次産業、第2次産業で増加し、第3次産業は減少しています。

産業（大分類）別事業所数の割合は、第1次産業が8.2%、第2次産業が11.2%、第3次産業が80.6%で、第3次産業が最も多くなっています。

産業（大分類）別従業員数の割合は、第1次産業が17.1%、第2次産業が13.0%、第3次産業が69.9%で、第3次産業が最も多くなっています。

表 2- 7- 1 産業（大分類）別事業所数及び従業員数

産業大分類	平成28年		令和3年			
	事業所数	従業員数	事業所数	割合	従業員数	割合
総 数	90	520	98	100%	531	100%
第 1次産業	7	51	8	8.2%	91	17.1%
農林漁業	7	51	8		91	
第 2次産業	8	50	11	11.2%	69	13.0%
鉱業	-	-	-		-	
建設業	5	31	9		32	
製造業	3	19	2		37	
第 3次産業	75	419	79	80.6%	371	69.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-		-	
情報通信業	-	-	-		-	
運輸業・郵便業	4	34	4		22	
卸売・小売業	21	121	19		115	
金融・保険業	1	5	-		-	
不動産業・物品賃貸業	1	1	1		2	
飲食店・宿泊業	18	35	27		57	
医療・福祉	10	89	13		127	
教育・学習支援業	-	-	1		2	
複合サービス事業	2	47	-		-	
サービス業（他に分類されないもの）	12	47	9		37	
その他	6	40	5		9	

資料：総務省統計局「平成28年・令和3年経済センサス活動調査」

※『その他』には学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業を含む。

8. 観光

観光客入込客数は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大により大きく落ち込みました。令和4年度では総入込客数356,000人のうち道外客57,500人、道内客298,500人となっています。一方では、アウトドアブームにより、キャンプ場の利用者が増えたことや宿泊施設が増えたことにより、宿泊客の割合は増加しています。

表 2-8-1 観光入込客数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入込客総数	409,900	441,200	444,200	414,500	375,200	338,000	356,000
道外客	66,100	71,000	71,300	66,300	60,000	53,500	57,500
道内客	343,800	370,200	372,900	348,200	315,200	284,500	298,500
内日帰客	396,500	427,700	431,300	398,900	358,100	323,600	340,900
内宿泊客	13,400	13,500	12,900	15,600	17,100	14,400	15,100
前年対比	92.5%	107.6%	100.7%	93.3%	90.5%	90.1%	105.3%

資料：後志総合振興局商工労働観光課「後志振興局管内観光入込客数調査」

9. 将来構想（第6次真狩村総合計画）

第6次真狩村総合計画の基本構想において、村づくりのテーマを「笑顔でつなぐ うるおいあふれる村 まっかり」と定め、「これからのむらづくりを示す、6つ方針」を次のように定め、重点的な取り組み、基本計画の中に環境保全、ごみの収集・処理などの具体的な取り組み、施策を示しています。

■これからのむらづくりを示す6つの方針

(1) 活力と潤いを生み出す産業を振興する

地域の活力や経済の潤いを生み出すには、地域産業の振興が不可欠です。真狩村の産業が、社会経済の変化にも負けず、地域にしっかりと根を下ろして、相互に連携、補完し合いながら、すそ野を広げ、発展していくことを目指します。

(2) 美しく安全・安心な環境を守る

真狩村に住む多くの人々が感じている村の良さは、豊かな自然と美しい風景の中で、危険に脅かされずに生活できることです。美しさや安全・安心を支えている取り組みをこれからも進め、次代に継承していくことをめざします。

ここに位置づける「基本計画」の内容

- ①環境保全、環境美化 ②公園、景観 ③火葬場、墓地

(3) 生活しやすい基盤をつくる

住民の生活を支える基盤は、快適な日常生活を送るうえで不可欠なものです。古くなったり、使い勝手が良くないことで、日常生活に支障が生じないように、また、将来の見通しもふまえてより便利になるように、小さな村でも住みやすい基盤づくりを進めます。

ここに位置づける「基本計画」の内容

- ④環境衛生（下水、排水、し尿、害虫） ⑤ごみの処理、リサイクル

(4) 健康とつながりを大切にする

心身の健康は、みんなの望みです。一人一人が、自らの健康を大切に思い行動する村をめざします。一方、年齢や家族構成、抱える悩みなどは様々です。顔の見えやすさを生かし、全住民がそれぞれのつながりを持ち、だれも取り残されない村をめざします。

(5) 学びやスポーツを楽しめるようにする

子どもからお年寄りまで、学んだり体を動かしたりすることは生涯を通して大事なことであり、仲間づくりや健康増進にもつながります。子どもの学びの場の充実とともに、学びやスポーツを楽しんでいる住民がさらに増えることをめざします。

(6) 知恵を出し合い、村づくりを進める

厳しい状況が続く中でも前進しようとする気持ちと知恵と行動は、より良い未来に向かって村づくりを進めていくうえで重要です。住んでいる人たちに加え、外からの声や力も取り入れながら、村づくりに知恵を出し合い、前進していく村をめざします。

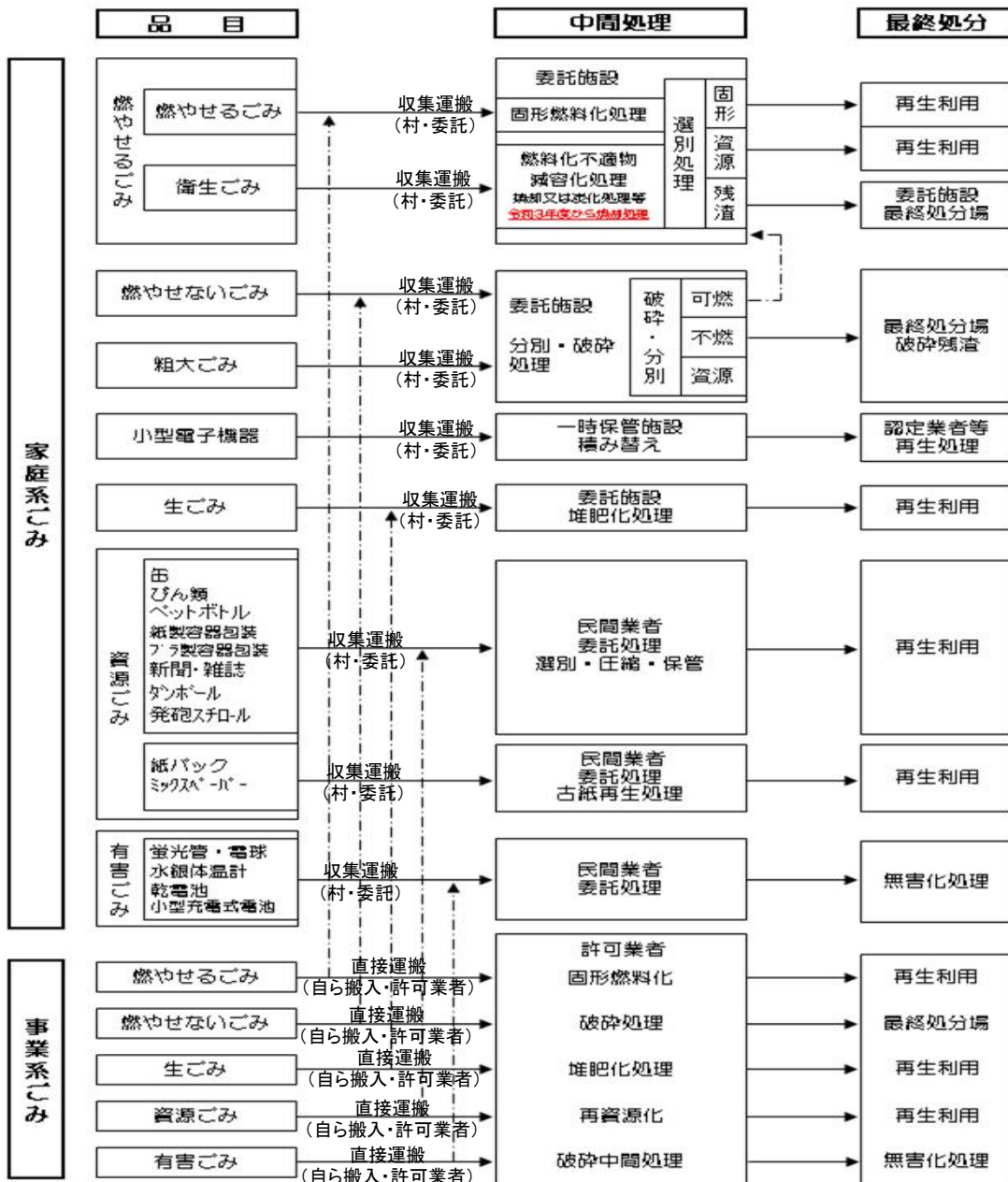
第3章 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

(1) ごみ処理の体制の現状

家庭系のごみは、【1】燃やせるごみ、【2】燃やせないごみ、【3】粗大（大型）ごみ、【4】小型電子機器、【5】生ごみ、【6】資源ごみ（①缶類、②ガラスびん、③ペットボトル、④トレイ（発泡）、⑤その他プラ製容器包装、⑥その他紙製容器包装、⑦その他資源ごみ（紙パック、段ボール、新聞、雑誌、ミックスペーパー、リターナブルびん））、【7】有害ごみ（①蛍光管・電球・体温計、②乾電池・小型充電式電池）の7種20分類を基本に処理しています。

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、自己責任による処理を基本とし、家庭系ごみ処理に支障がない場合は、処理を行っています。



※委託（許可）施設で令和3年度から行う焼却処理は衛生ごみのほか、一部ほかの一般廃棄物についても搬入量等に応じて行う。

図 3- 1- 1 ごみ処理フロー

(2) 収集区分の現状

① 収集・分別区分及び収集体制

本村における家庭系ごみの種類・分別区分及びその体制を表3-1-1に示します。

表 3-1-1 家庭系ごみの種類・分類区分及び体制

種類	分別区分	ごみの種類	排出方法	収集方法	収集回数
燃やせるごみ	燃やせるごみ	紙くず、タバコ吸殻、木くず、紙おむつ等、布類（布製のもの）は全て対象、ストッキング、貝類、縄類、食用廃油（固形）	指定専用袋（橙） 又は資源ごみリサイクルセンターへ直接搬入	ごみステーション方式 自ら直接搬入	週 1回
燃やせないごみ	燃やせないごみ	ゴム・皮類、ガラス類、金属類、瀬戸物類、アルミホイール、スプレー缶、一斗缶、ガラスの油ビン、ビデオテープ等	指定専用袋（紺） 又は資源ごみリサイクルセンターへ直接搬入		月 2回
粗大ごみ	粗大ごみ	椅子、家具類、自転車、ストーブ、ソファ、畳、建具、箆、机、テーブル、布団、マットレス等	許可業者へ委託（戸別回収）、又は資源ごみリサイクルセンターへ自ら搬入	戸別回収 直接搬入	年 3回
生ごみ	生ごみ	台所の生ごみ、魚の骨、野菜くず、残飯、コーヒーがら等骨（鶏、牛、豚）柑橘類皮等	指定専用袋 飲食店等自ら搬入	ごみステーション方式 自ら直接搬入	週 2回
資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル	市販の透明・半透明袋 又は資源ごみリサイクルセンターへ直接搬入 ※トレイの魚箱で数がある物はひもで結束	ごみステーション方式 自ら直接搬入	週 1回
	白色トレイ	発泡スチロール			
	缶類	アルミ缶、スチール缶			
	ガラスびん	びん（無色、茶色、その他）			
	リターナブルびん	リターナブル（生き）びん	（紙パック、段ボールは解体して）ひもで結束。		
	紙パック	紙パック			
	段ボール	段ボール			
	新聞類	新聞、チラシ			
	雑誌類	雑誌、本	専用又は白地の紙袋		
	ミックスペーパー	ミックスペーパー	市販の透明・半透明袋		
その他紙製容器包装	紙製容器包装 ♻️マークのあるもの				
その他プラチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ♻️マークのあるもの				
有害ごみ	蛍光灯類	蛍光灯、電球、水銀体温計	市販の透明・半透明袋	ごみステーション方式	週 1回
	電池類	乾電池、ボタン電池	電池回収ボックス		
		小型充電式電池	リサイクルボックス		

② 村では収集及び処分しないごみ

本村による直接または委託収集及び処分しないごみを表3-1-2に示します。

表 3-1-2 村では収集・処分しないごみ

分類	ごみの種類	摘要
家電リサイクル報（対象機器）	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
資源有効利用促進法（指定再資源化製品）	パソコン	販売店など取扱店
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれがあるもの、電気機器などに含まれるPCB（ポリ塩化ビフェニル）使用部品、特定の焼却施設から生じたばいじん等	専門機関など
危険物	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、ベンジン、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、携帯電話、FRP船、PCプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関
適正処理困難物	タイヤ、タイヤホイール	販売店など取扱店 許可業者
農業用廃プラスチック	ビニールハウス、トンネル、マルチ、肥料袋、コンテナ、トレー、寒冷紗、フィルム等	農業用廃プラ回収事業（JA実施）
大量のごみ、事業系ごみ（大量：総重量 100kg以上またはトラック 1台に積めない量）	土砂、灰、石、コンクリートブロック、倒木・剪定木、家屋解体廃材、ドラム缶、屋外用灯油タンク、（個人以外）、農機具（取扱店等が引受したものは村で処分しない）	販売店など取扱店 許可業者
動物の死体のうち右欄に掲げるもの	化製場に関する法律第 1条に定める「獣畜」（牛・馬・豚・めん羊・山羊）、所有者が特定できる犬と猫、指定専用袋（40リットル）に入らない大きさのもの	専門機関など

(3) その他ごみの収集運搬に関すること

① ごみステーション、ごみの集積場所に関すること

本村では、ごみステーション及び一般廃棄物最終処分場（資源ごみリサイクルセンター）に出されたごみを収集し、運搬します。ごみステーションは89箇所あり、可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、資源ごみを収集・運搬します。

最終処分場に搬入できるごみなどは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、新聞・チラシ・雑誌・書籍、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー、発泡スチロール、乾電池、蛍光灯・水銀体温計、小型充電式電池、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などとなっています。

表 3-1-3 真狩村ごみステーションの数

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ
市 街 地	51	51	51	51
地 区	38	38	38	38
計	89	89	89	89

② 委託収集運搬に関すること

本村のごみ収集体制は、収集運搬業者によって委託収集を行っています。家庭系ごみは村内業者への委託収集で、事業系ごみは許可業者による許可収集であり、粗大ごみは、戸別訪問による委託収集を行っています。

廃棄物処理法第6条の2及び真狩村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬するものとし、実施に当たっては、法施行令第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等の定めるところにより行います。

また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努めています。

③ ごみ処理の有料に関すること

本村のごみ有料化状況を表 3-1-4に示します。

本村のごみの有料化については、燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみが有料の専用袋となっており、粗大ごみは種類に応じて手数料がかかります。燃やせるごみ・燃やせないごみは、平成12年4月から、生ごみは平成14年12月から有料化し、令和2年4月に手数料の改正を行い、現行の料金設定となりました。また、粗大ごみも平成19年4月から有料化しています。

一般廃棄物最終処分場（資源ごみリサイクルセンター）への直接搬入では、指定有料袋を使用していない場合は、重量（1kg当たり）に応じて、手数料がかかります。

資源ごみ・有害ごみは、無料とし、市販の透明または半透明の袋に入れて排出することとし、適正に分別され、ごみステーションへ排出されたごみを収集・運搬し処分しています。

乾電池・ボタン電池は、ごみステーションの電池回収ボックスへ排出し、小型充電式電池は、役場、最終処分場の2ヶ所に設置してある専用のリサイクルボックスに排出することとなります。

表 3-1-4 真狩村ごみ有料化状況

		可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	その他収集ごみ
生活系ごみ	手数料	有 料	有 料	有 料	有 料	無 料	無 料
	料金設定	多段階従量型	多段階従量型	多段階従量型	その他		
	徴収方法	指定ごみ袋に ごみ処理料金 を上乗せ	指定ごみ袋に ごみ処理料金 を上乗せ	指定ごみ袋に ごみ処理料金 を上乗せ	シール・ステッ カー制		
	徴収料金	30円/15ℓ 60円/30ℓ 90円/45ℓ	30円/15ℓ 60円/30ℓ 90円/45ℓ	45円/ 5ℓ 60円/10ℓ 75円/15ℓ	各品目毎に料金 設定 (200・500・ 800・1200円)		
直接搬入ごみ	手数料	有 料	有 料	有 料	有 料	無 料	無 料
	料金設定	単純従量型	単純従量型	単純従量型	単純従量型		
	徴収方法	収入証紙、現 金による納付	収入証紙、現 金による納付	収入証紙、現 金による納付	収入証紙、現 金による納付		
	徴収料金	4円/ 1kg	4円/ 1kg	収入証紙 による納付	100円/ 5kg		
事業系ごみ	手数料	有 料	有 料	有 料	有 料	無 料	無 料
	料金設定	多段階従量型	多段階従量型	多段階従量型	その他		
	徴収方法	指定ごみ袋に ごみ処理料金 を上乗せ	指定ごみ袋に ごみ処理料金 を上乗せ	指定ごみ袋に ごみ処理料金 を上乗せ	シール・ステッ カー制		
	徴収料金	30円/15ℓ 60円/30ℓ 90円/45ℓ	30円/15ℓ 60円/30ℓ 90円/45ℓ	45円/ 5ℓ 60円/10ℓ 75円/15ℓ	各品目毎に料金 設定 (200・500・ 800・1200円)		
直接搬入ごみ	手数料	有 料	有 料	有 料	有 料	無 料	無 料
	料金設定	単純従量型	単純従量型	単純従量型	単純従量型		
	徴収方法	収入証紙、現 金による納付	収入証紙、現 金による納付	収入証紙、現 金による納付	収入証紙、現 金による納付		
	徴収料金	4円/ 1kg	4円/ 1kg	収入証紙 による納付	100円/ 5kg		

2. ごみの排出量

(1) 一般廃棄物の年間排出量

① 人口と一般廃棄物の年間排出量

本村の人口は、平成28年から令和2年までの5年間で緩やかに減少しています。一般廃棄物の排出量は、平成28年度から令和2年度までの5年間で増減を繰り返し、令和3年度からコロナ禍の影響により人口・排出量の減少幅が大きくなっています。

表 3-2-1 人口とごみ総排出量

年度 種別	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口(人)	2,097	2,095	2,088	2,102	2,079	2,010	1,951
排出量(t)	570	562	587	558	552	547	519

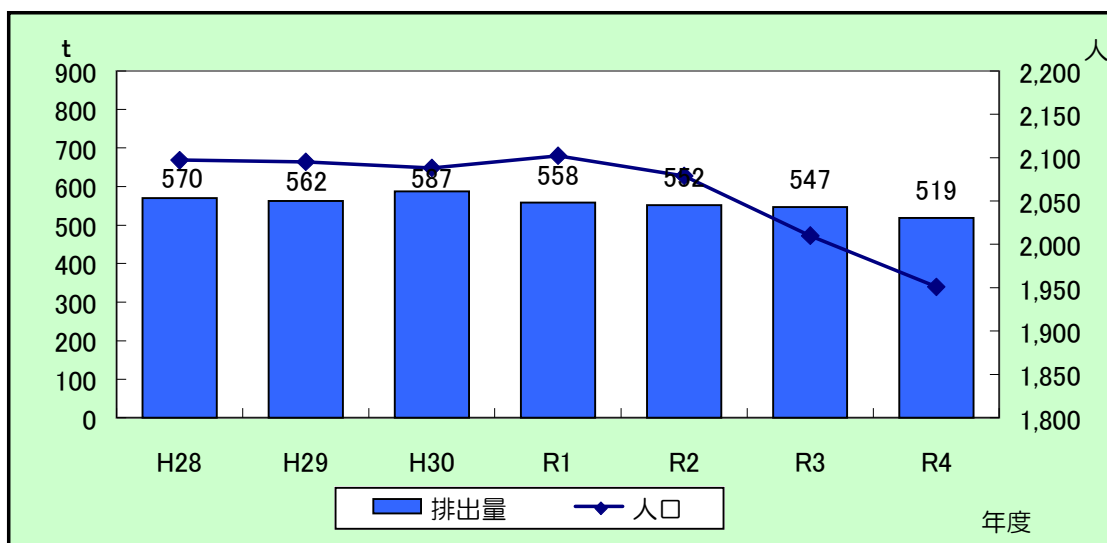


図 3-2-1 人口とごみ総排出量の推移

② 種類別のごみ排出量

本村のごみ量は、ごみの種別により、可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分類される。ごみ排出量に関しては、令和2年まで増減を繰り返していたが、令和3年度からコロナ禍の影響により減少し始めています。ごみの種別毎の排出量に関しては、可燃ごみが横ばいで推移、不燃ごみが増加傾向にあり、生ごみ、粗大ごみ、資源ごみが減少傾向にあります。

表 3-2-2 種類別ごみ排出量

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
可燃ごみ	208	208	217	214	212	212	212
生ごみ	93	98	98	99	92	85	77
不燃・粗大ごみ	99	98	122	101	111	114	101
うち不燃ごみ	38	39	50	48	54	60	56
うち粗大ごみ	61	59	72	53	57	54	45
資源ごみ	170	158	150	144	137	136	129
計	570	562	587	558	552	547	519

(単位：t)

(2) 一人一日当たりのごみ排出量

① 一人一日当たりのごみ排出量

総排出量に係る一人一日当たりの排出量は、ほぼ横ばいで推移しているが、概ね人口の増減に左右される結果となっています。

表 3-2-3 一人一日当たりのごみ排出量の推移

種別 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一人一日当たり排出量 (g)	745	735	770	727	727	746	729
一人当たり年間排出量 (kg)	272	268	281	265	266	272	266
総排出量 (t)	570	562	587	558	552	547	519

② 一人一日当たりの種類別ごみ排出量

全種類のごみについて大きな変化は見られないが、可燃ごみ・不燃・粗大ごみは増加傾向、資源・生ごみは減少傾向で推移しています。

表 3-2-4 一人一日当たりの種類別ごみ排出量の推移

(単位：g/人・日)

種別 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	272	272	285	279	279	289	298
生ごみ	122	128	129	129	121	116	108
不燃・粗大ごみ	129	128	160	132	146	155	142
資源ごみ	222	207	197	188	180	185	181
計	745	735	770	727	727	746	729

(3) ごみの組成分析

① 燃やせるごみ(可燃ごみ)

燃やせるごみの組成割合は、紙類が41%、次いで、ビニール・合成樹脂類19%、衛生ごみ(おむつ等) 15%となっており、全体の75%を占めています。

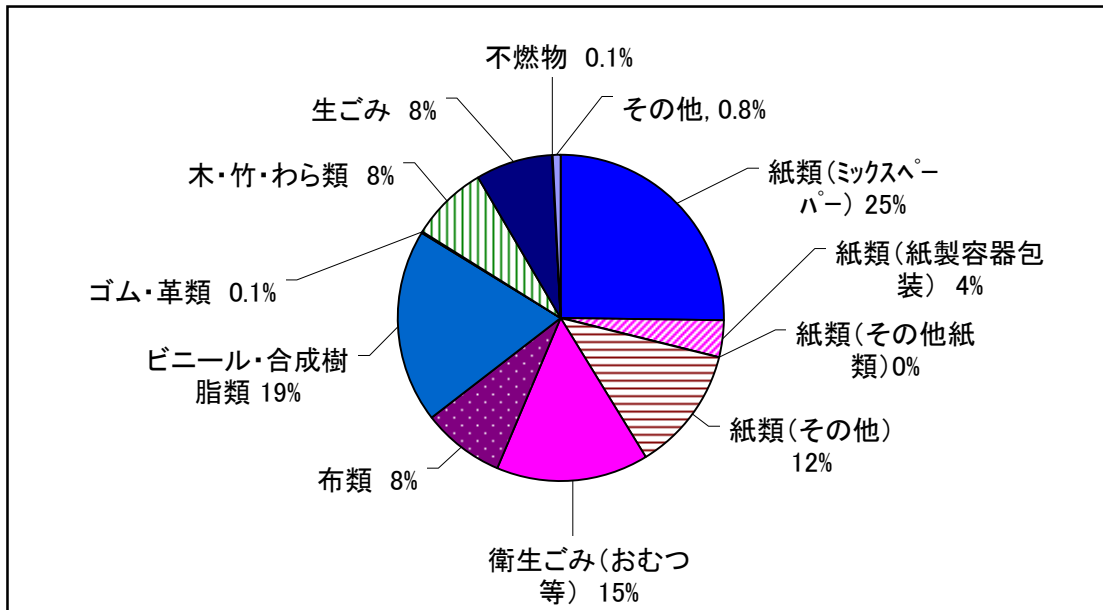


図 3-2-2 可燃ごみの組成分析(重量比) [令和5年度]

② 資源ごみ

資源ごみの組成割合は、新聞紙が19.0%、次いで、段ボール17.7%、プラ製容器包装14.0%となっています。

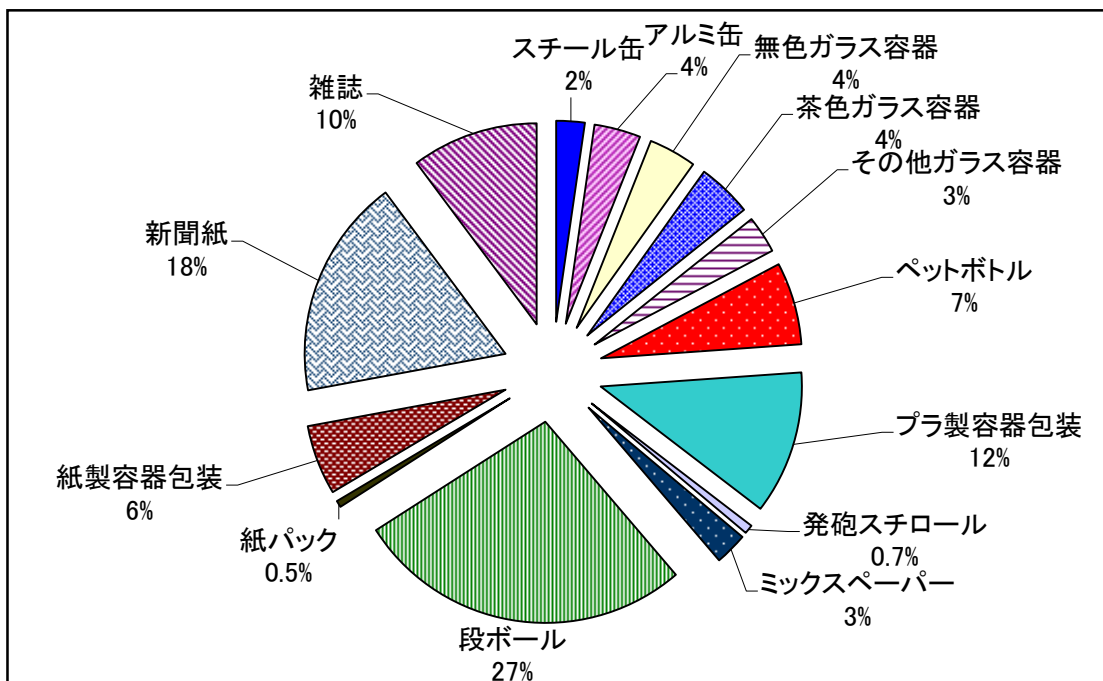


図 3-2-3 資源ごみの組成分析(重量比) [令和4年度]

3. 資源化・リサイクルの状況

本村の資源化は、燃やせるごみの固形燃料化、資源ごみの再生利用、生ごみの堆肥化をしており、総資源化量は燃やせるごみの固形燃料化分と資源ごみ及び生ごみの合計した数量となります。

表 3-3-1 総資源化量とリサイクル率の推移

(単位：t、%)

種別 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総資源化量	316	308	261	262	257	308	263
リサイクル率	55.4	54.8	44.5	47.0	46.6	56.3	50.7

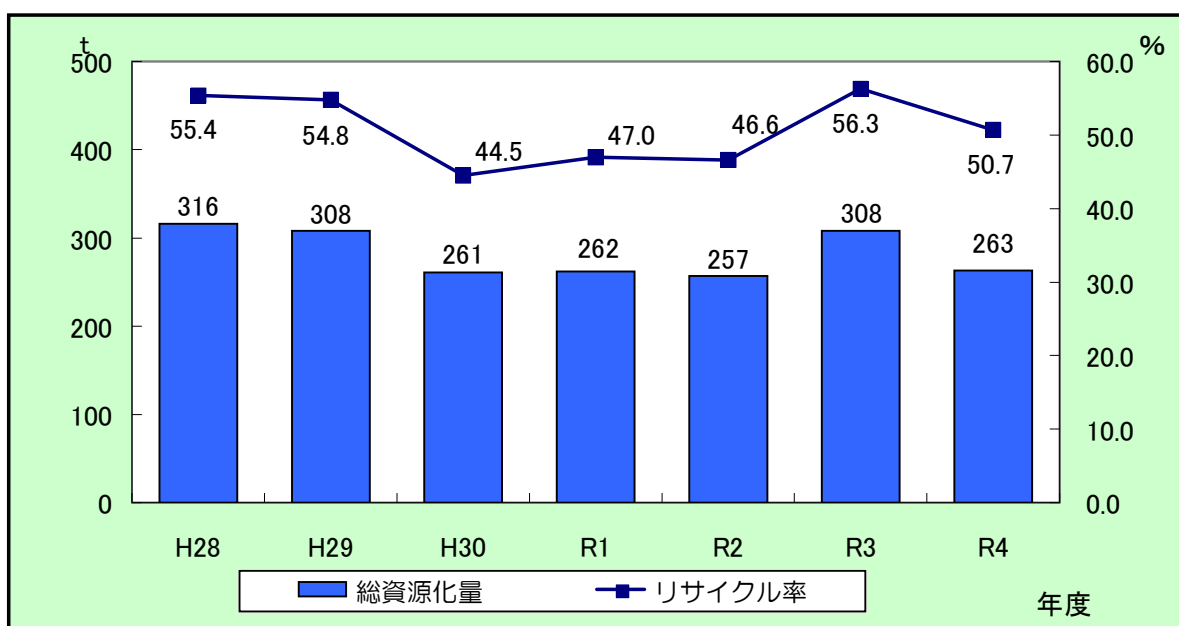


図 3-3-1 総資源化量とリサイクル率の推移

表 3-3-2 一人一日当たり排出量とリサイクル量の推移

(単位：g)

種別 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
排出量	745	735	770	727	727	746	729
リサイクル量	413	403	342	341	339	420	369

4. 最終処分の状況

真狩村の最終処分は、不燃・粗大ごみの破碎残渣、可燃・不燃・粗大ごみの直接搬入埋立、資源ごみ残渣を埋立処分していましたが、令和2年度より、蘭越町粗大ごみ処理施設の老朽化により稼働を休止し、倶知安町の民間ごみ処理施設にごみ処理を委託したことにより、不燃・粗大ごみ破碎残渣の埋立がなくなり、最終処分率は1.5%程度に低下しています。

表 3-4-1 最終処分量と最終処分率の推移

(単位：t、%)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
最終処分量	73.2	71.7	94.7	77.3	5.7	12.5	5.5
破碎残渣(不燃)	27.9	30.2	39.1	36.9	0.0	0.0	0.0
破碎残渣(粗大)	34.8	34.3	44.2	32.2	0.0	0.0	0.0
直接埋立(可燃)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.2
直接埋立(不燃)	2.9	2.7	2.9	1.9	3.4	6.2	2.2
直接埋立(粗大)	7.5	4.4	8.1	5.8	1.6	3.4	2.4
資源ごみ残渣	0.1	0.1	0.5	0.5	0.7	0.8	0.7
最終処分率	11.5	11.4	14.1	12.3	1.0	2.3	1.1

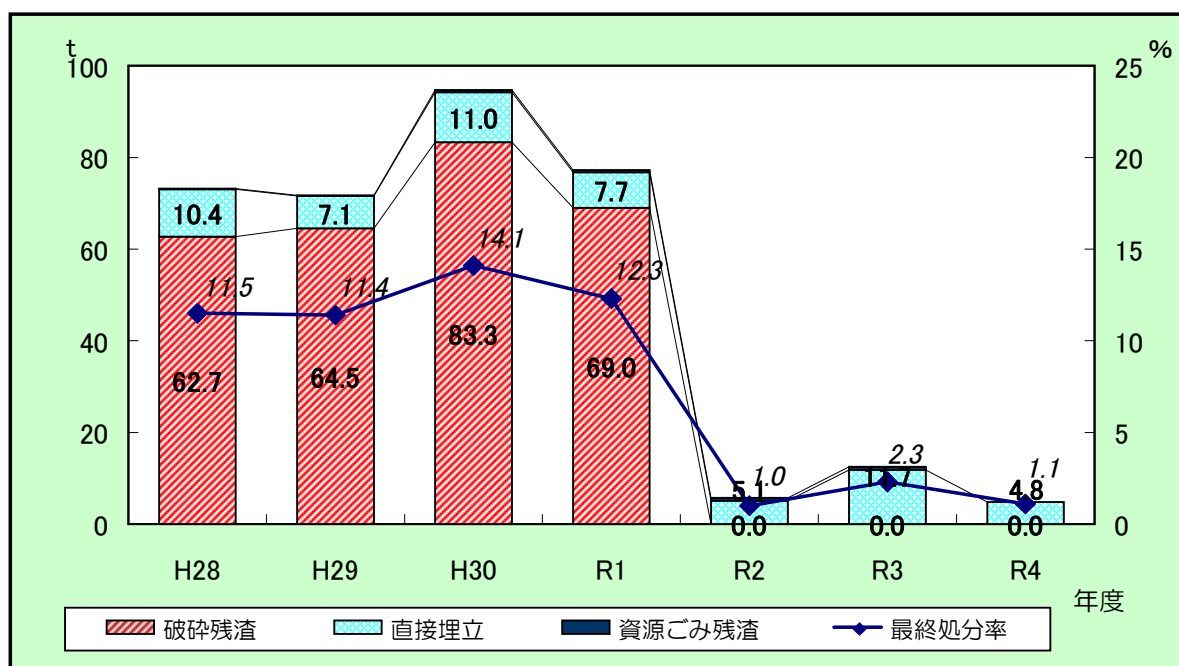
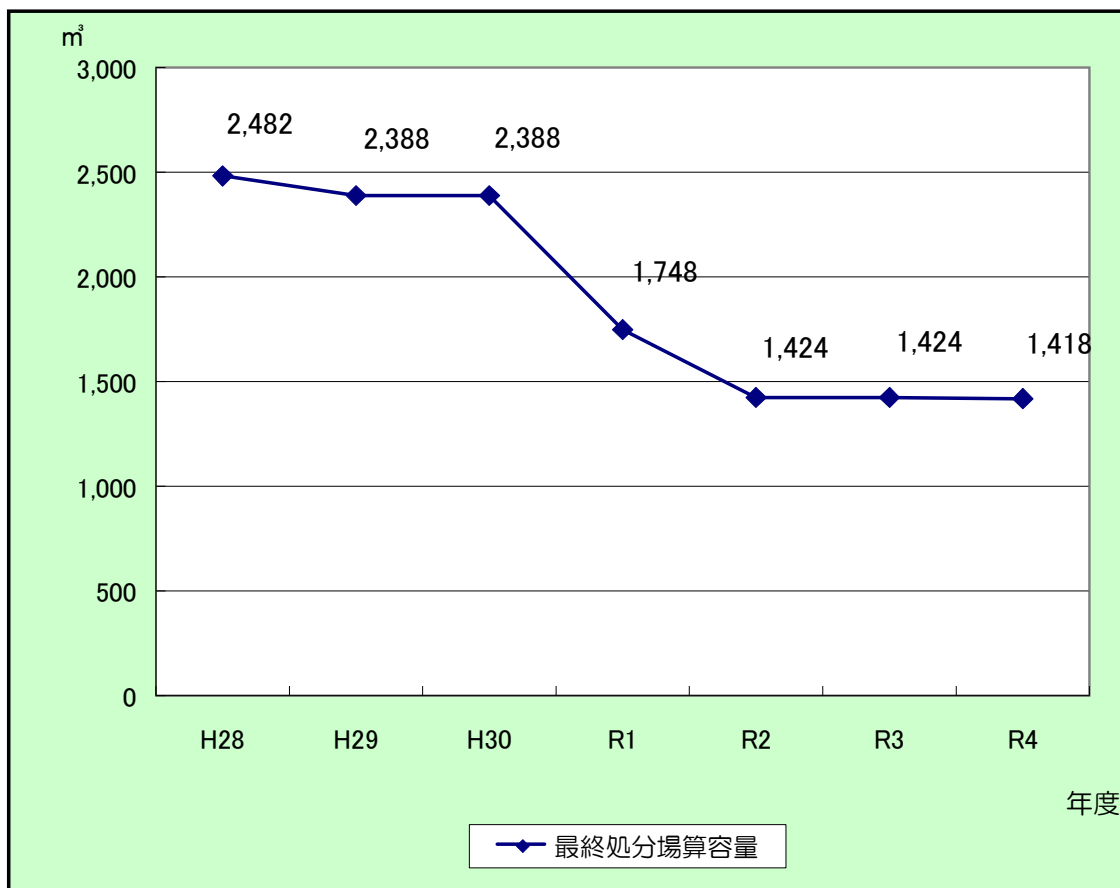


図 3-3-2 最終処分量と最終処分率の推移

表 3-4-3 最終処分場の残容量



※埋立容量： 7,100m³[平成14年度供用開始]

5. ごみ処理施設の概要

(1) 中間処理施設

① 倶知安町清掃センター（平成27年3月稼動終了）

管理棟	延べ床面積	建築面積	構造	
	314,959 m ²	180,470 m ²	鉄骨ALC板	
工場棟	延べ床面積	建築面積	構造	階数
	1,577,207 m ²	1,237,488 m ²	鉄骨ALC板（一部鉄筋コンクリート）	地上 3階 地下 1階

■焼却施設の概要

項目		内容				
施設当初・改造後区分		当初		改造後（H14年12月～）	H27以降	
事業主体		倶知安町		同 左	焼 却 処 理 廃 止	
施設名称		倶知安町清掃センター		同 左		
所在地		北海道虻田郡倶知安町字旭 279番地		同 左		
竣工		昭和63年 12月		平成14年 11月		
処理能力		30t/日（15t/ 8h基）		44t/日（22t/16h基）		
敷地面積		88,144m ² （全体面積）		同 左		
ごみ焼却施設の概要	設備内容	受入供給施設		ピットアンドクレーン式		同 左
		焼却施設		ストーカ式		同 左
		ガス冷却施設		ガス冷却室（水噴射式）		同 左
		排ガス利用設備		電気集塵機		バクフィルター
		余熱利用設備		温水発生器（暖房・給湯用）		同 左
		通風設備		平衡通風式、押込送風機、空気予熱器、誘引送風機、煙突（高さ35m）		二次燃焼送風機：追加
		灰出し設備		灰出コンベアー・灰バンカー		同 左
計画ごみ質	高質ごみ	低位発熱量	2,000kcal/kg	2,750kcal/kg		
	基準ごみ	低位発熱量	1,600kcal/kg	2,200kcal/kg		
	低質ごみ	低位発熱量	800kcal/kg	1,300kcal/kg		
公害防止条件	大気	ばいじん濃度	0.5g/m ³ N	0.01g/m ³ N		
		硫黄酸化物濃度	K値 17.5以下	K値 17.5以下		
		窒素酸化物濃度	250ppm	250ppm		
		塩化水素物濃度	700mg/m ³ N	570mg/m ³ N		
		ダイオキシン類	80ng-TEQ/m ³ N (H10年12月～適用)	5ng-TEQ/m ³ N (目標 1ng-TEQ/m ³ N)		
熱灼減量		10%以下		同 左		

② 蘭越町粗大ごみ処理施設(令和2年3月休止、民間業者委託処理)

管 理 棟	全体面積	構 造
	314.959 m ²	鉄筋コンクリート造
機械等設備	豎型スイングハンマー式破碎機 磁力及び風力選別	

■ 蘭越町粗大ごみ処理施設の概要

項 目	内 容
収 集 町 村	蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、京極町、喜茂別町
施 設 名 称	蘭越町粗大ごみ処理施設
所 在 地	蘭越町字鮎川153番地 2
竣 工	平成15年 9月
処 理 能 力	7t/日(6時間)
敷 地 面 積	1,681.14m ² (全体面積)
破 碎 方 式	豎型スイングハンマー式破碎機
選 別 方 式	磁力及び風力選別

(2) 真狩村廃棄物最終処分場

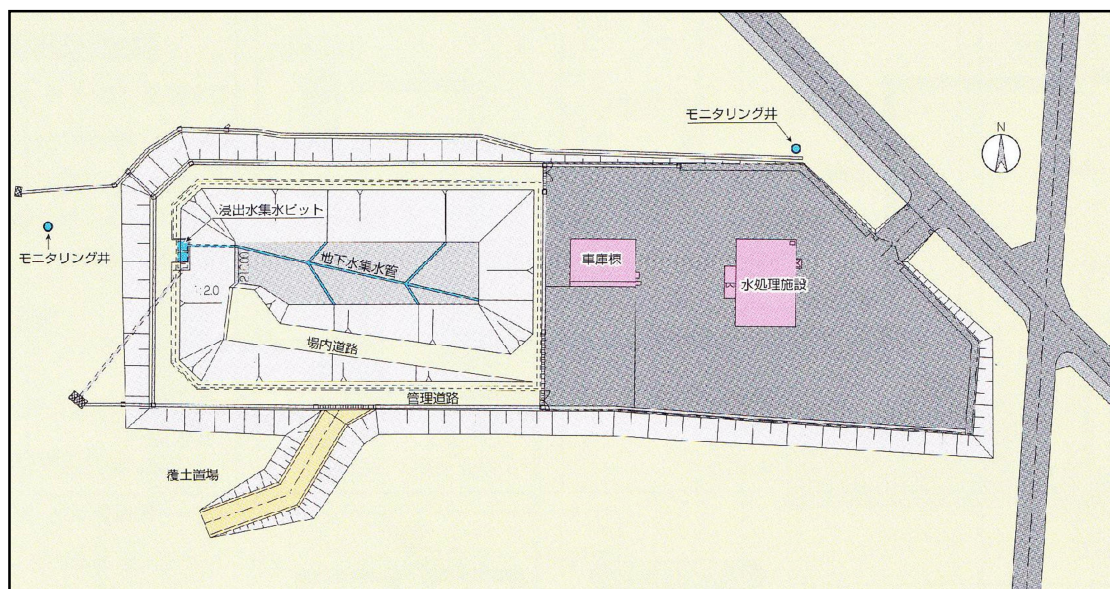
① 資源リサイクルセンター

項 目	内 容
収 集 主 体	真狩村
施 設 名 称	真狩村一般廃棄物最終処分場(資源リサイクルセンター)
所 在 地	真狩村字緑岡 4番地 7
竣 工	平成14年 10月 [供用開始12月]
敷 地 面 積	13,700m ² (全体面積)
構 造	S造
収 集 形 態	委託事業者(びん・缶・ペットボトル・発泡スチロール)又は自己搬入 平ボディ車 1台
年間稼働日数	100日
処 理 能 力 及 び 選 別 方 式	設 備 : 缶 類 専用回収BOX びん類 専用回収BOX ペットボトル 専用回収BOX

② 一般廃棄物最終処分場

項 目		内 容	
処 分 主 体		真狩村	
対 象 ご み		焼却残渣（主灰）、直接搬入ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ	
施 設 名 称		真狩村一般廃棄物最終処分場	
所 在 地		真狩村字緑岡 4番地 7	
竣 工		平成14年 10月 [供用開始12月]	
埋 立 面 積		2,800㎡	
埋 立 容 積		7,100㎡（15年）	
遮 水 工		低部及び法面（高密度ポリエチレン） 下層（ゴムアスファルトシート）	
埋 立 構 造		準好気型	
埋 立 工 法		サンドイッチ工法	
浸出水処理施設	処理方式	凝集沈殿＋砂ろ過＋下水法流	
	処理能力	15㎡/日	
	建物面積	225㎡	
	構 造	RC造	
	設計水質	pH	5 ～ 9
		BOD	250mg/ℓ以下
COD		100mg/ℓ以下	
SS		300mg/ℓ以下	
供 用	平成14年 12月		

■施設全体配置図



(3) 真狩村食品リサイクルセンター（平成25年3月稼働終了、民間業者委託処理）

項 目	内 容
収 集 町 村	真狩村、留寿都村、京極町、喜茂別町
施 設 名 称	真狩村食品リサイクルセンター（厨芥類生ごみ処理施設）
対 象 ご み	厨芥類生ごみ
所 在	真狩村字美原 237番地 6
竣 工	平成14年 11月
敷地面積構造	6,679㎡（S造平屋建）
収 集 形 態	委託事業者又は自己搬入 〈真 狩 村〉 平ボディ車 1台 〈留寿都村〉 平ボディ車 1台 〈京 極 町〉 パッカー車 1台 〈喜茂別町〉 平ボディ車 1台
年間稼働日数	313日
供 用 開 始	平成14年 12月
処 理 能 力 及 び 選 別 方 式	処理能力 4.9t/日 処理施設 発酵処理槽 2基 トラックスケール 受入ホッパー 破碎機 篩機 スネークコンベア 脱臭装置

第4章 関連計画の整備

1. 計画の性格と位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本計画を本村における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、ごみの発生抑制、再利用、再生利用、適正処分を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、具体化する施策等を講ずるものです。

また、策定に際しては、国の指針に基づくとともに、「第6次真狩村総合計画」等と整合性を図りつつ、関連方針、関連計画、事業計画との調整に努めるものとします。

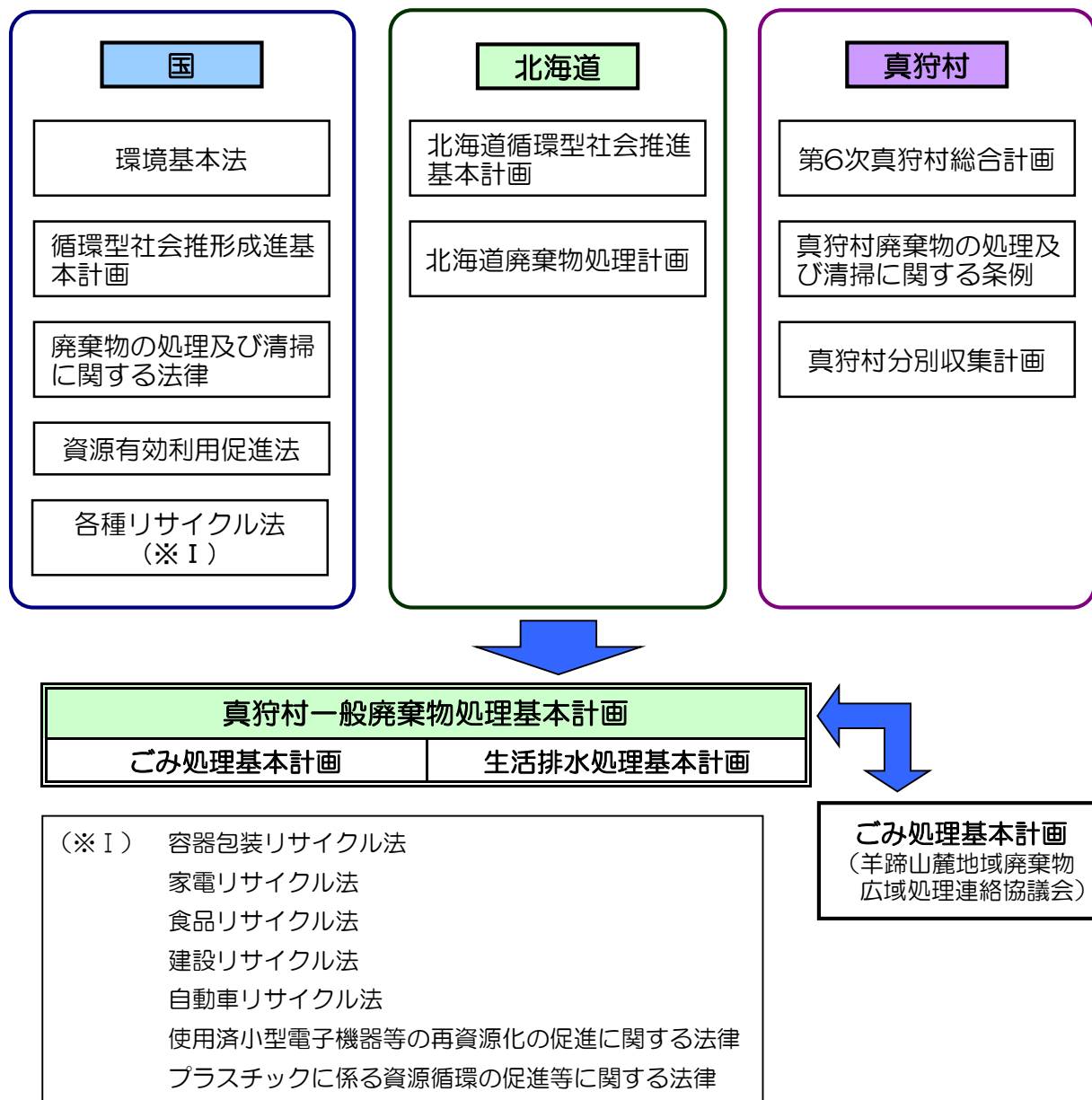


図 4-1-1 本計画の位置づけ

第5章 将来ごみ量の予測

1. 人口予測

本村の将来人口を統計的手法によって示す。真狩村の人口ビジョンにて将来推計が示されていることからビジョンの推計値を採用します。

表 5-1-1 将来人口

実績値 (単位：人)

年度 種別	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人 □	2,151	2,156	2,097	2,095	2,088	2,102	2,079	2,010	1,951	1,937

資料：住民基本台帳より（各年1月1日人口）

推計値 (単位：人)

年度 種別	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人 □	1,932	1,927	1,913	1,899	1,884	1,870	1,856	1,842	1,828	1,813

資料：真狩村人口ビジョンより

2. ごみ発生量の考え方

ごみ量の予測方法は、「ごみ処理施設構造指針解説（通称「構造指針」）に則して行います。排出原単位（一人一日当たりのごみ排出量）を回帰式予測にかけ、相関係数その他の条件で採用式の選定及び趨勢を考慮して排出原単位として決定し、将来人口予測値を乗じてごみ発生量を算出します。

排出原単位は、全てのごみについて、それ程大きな差がないことから、過去5年間（H30～R4年度）の実績値の平均値を採用します。

表 5-2-1 排出原単位

(単位：g/人・日)

項目	排出原単位				
	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	合計
真狩村 (本計画)	286	72	121	186	665

3. ごみ発生量の予測

ごみ排出量の動向を過去のデータを基に、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合の一般廃棄物の排出量を統計的手法により推計した結果は以下のとおりです。

表 5-3-1 総排出量と一人一日当たりの排出量予測

(単位：人、t、g)

年度 種別	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口予測	1,937	1,932	1,927	1,913	1,899	1,884	1,870	1,856	1,842	1,828	1,813
総排出量	470	469	468	464	461	457	454	450	447	444	440
一人一日当たり排出量	665	665	665	665	665	665	665	665	665	665	665

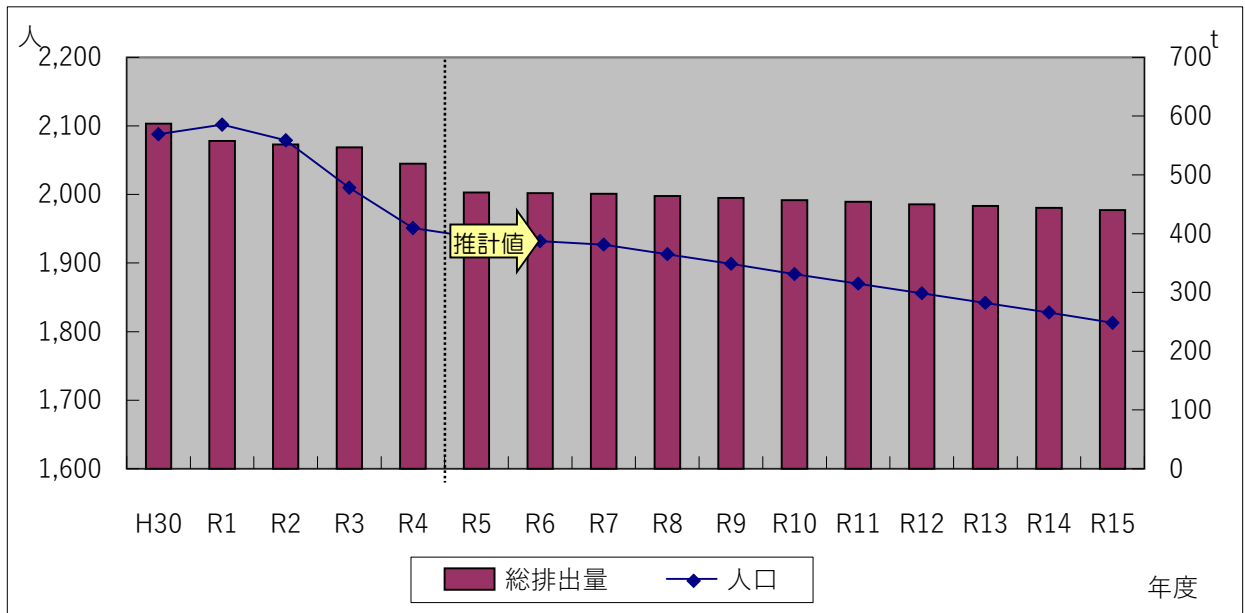


図 5-3-1 人口予測とごみの排出量予測

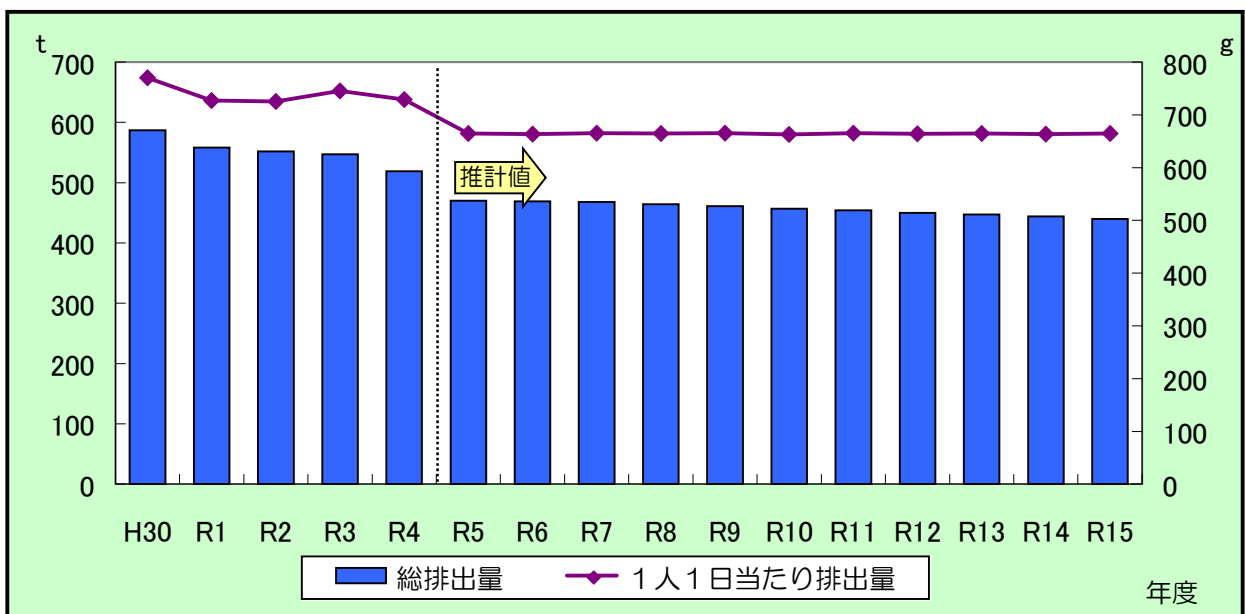


図 5-3-2 一人一日当たりの排出量予測

4. 種類別ごみ発生量の予測

種類別のごみ発生予測は、可燃ごみが最も多く、次いで、資源ごみ、生ごみ、不燃ごみと推計される。

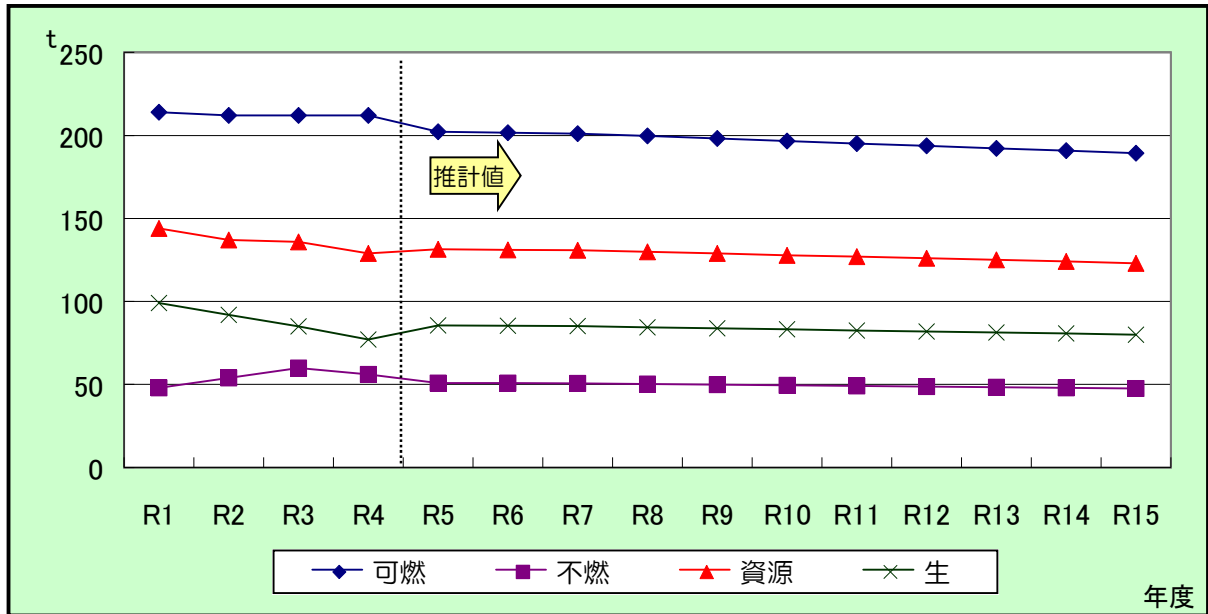


図 5-4-1 種類別ごみの発生予測

表 5-4-1 種類別ごみの排出量予測

実績値 ← → 推計値

(単位：t、g)

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
総排出量 (t)	計	505	495	493	474	470	469	468	464	461	457	454	450	447	444	440
	可燃	214	212	212	212	202	202	201	200	198	197	195	194	192	191	189
	不燃	48	54	60	56	51	51	51	50	50	50	49	49	48	48	48
	資源	144	137	136	129	132	131	131	130	129	128	127	126	125	124	123
	生	99	92	85	77	86	85	85	84	84	83	83	82	81	81	80
1人1日当たりの排出量 (g)	計	644	633	650	666	665	665	665	665	665	665	665	665	665	665	665
	可燃	279	278	289	298	286	286	286	286	286	286	286	286	286	286	286
	不燃	48	54	60	79	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
	資源	188	180	185	181	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186
	生	129	121	116	108	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121

5. 資源化・リサイクル率の予測

真狩村の資源化は、平成27年度から可燃ごみの固形燃料化により、リサイクル率の向上が図られています。令和4年度にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことにより、現在、燃やせないごみとして処理されてきたプラスチック使用製品をプラスチック製容器包装と同様に資源化する取り組みを今後検討することから、実現すれば、さらなるリサイクル率の向上が見込まれます。

表 5-5-1 資源化量とリサイクル率の推移予測

(単位：t、%)

年度 種別	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
資源化量	337	336	335	332	330	327	325	323	320	318	315
リサイクル率	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	71.7	71.6	71.5	71.6

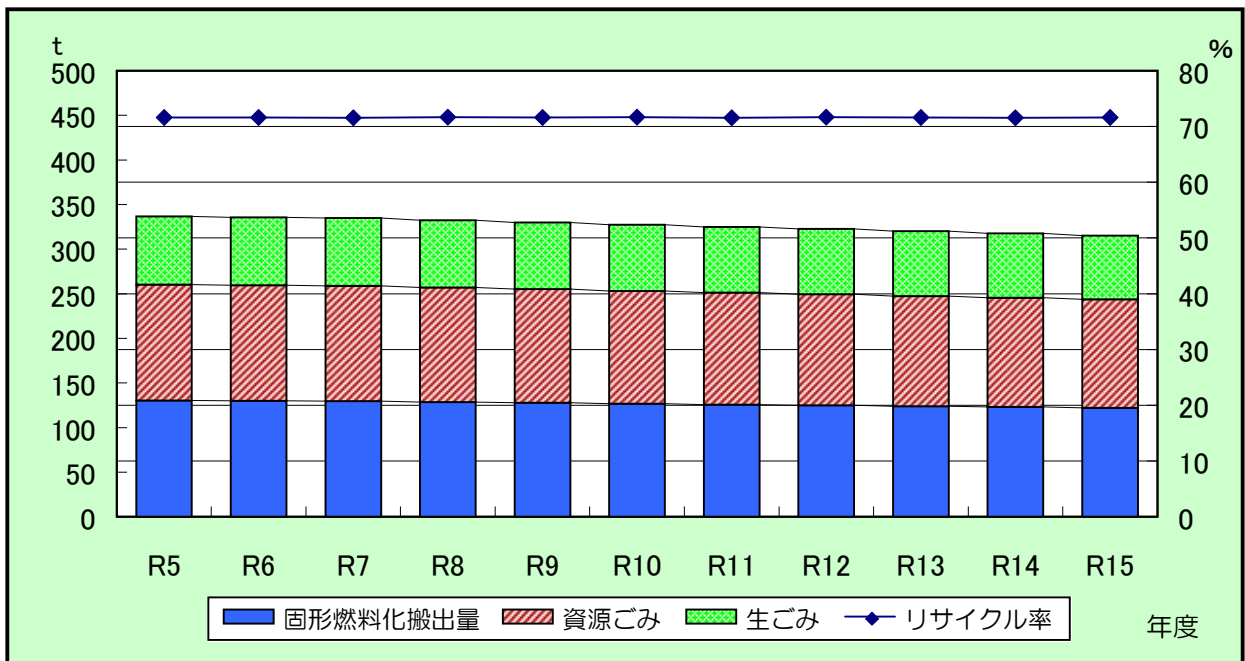


図 5-5-1 資源化量とリサイクル率の推移予測

表 5-5-2 一人一日当たり総排出量とリサイクル量の推移予測

(単位：g)

年度 種別	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
総排出量	665	665	665	665	665	665	665	665	665	665	665
リサイクル量	476	476	476	476	476	476	476	477	476	476	476

6. 最終処分量の予測

真狩村の最終処分場は、平成27年度から可燃ごみの焼却残渣、令和2年度から不燃・粗大ごみ破碎残渣の埋立がなくなったことにより、最終処分場は令和50年度以降も使用可能と予測されます。

表 5-6-1 最終処分量と最終処分率の推移予測

(単位：t、%)

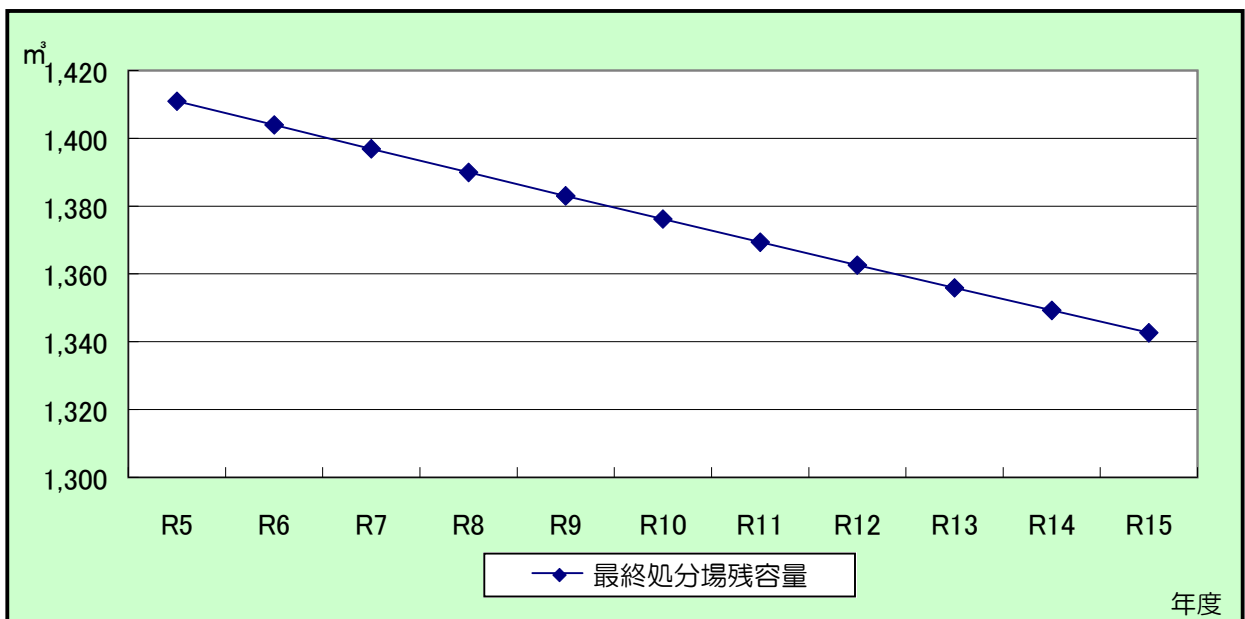
年度 種別	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
最終処分量	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.8	6.8	6.7	6.7	6.6
最終処分率	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

残容量の推定は、最終処分量の嵩比重0.7を、覆土容量を最終処分容量の80%と仮定し算定しています。また、最終覆土容量620m³の確保を考慮し算定しています。

表 5-6-2 最終処分場の残容量予測

(単位：t、%)

年度 種別	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
残容量	1,411	1,404	1,397	1,390	1,383	1,376	1,369	1,363	1,356	1,349	1,343



第6章 ごみ処理の課題

1. 収集・運搬の課題

(1) ごみステーション

本村の収集ごみは、分別数が多いことから、分別の不徹底、ごみステーション内のごみの氾濫、また、冬期間の豪雪により、車両交通への影響など既存のごみステーションで課題が生じている箇所もあります。

今後は、ごみステーション毎に、排出状況、交通に与える影響、各ゴミステーションが受け持つ集積範囲などを調査し、降雪時のごみステーションの除雪協力、ごみステーション内の整理、収集作業の平易化、道路交通への影響の軽減などについて検討する必要があります。

(2) 収集・運搬

収集・運搬は、村が民間委託しており、今後も委託業者との連絡体制を密に取り合い、ごみステーションの状況把握や不適正排出に対応する必要があります。

(3) 不法投棄、不適正排出

ごみの投げ捨てや不法投棄、ごみステーションへの不適正排出は、清掃行政や地域住民間だけで解決することは困難であり、住民すべての問題として受け止めなければならない。問題を解決するためには、基本的に不適正排出者に直接訴えるのが最も有効であるが、後手に回りがちなこの問題に対して、広報・パンフレット・ホームページ等を使用して住民ひとり一人のモラルの向上を図るなど、なるべく有効な対策を検討する必要があります。

2. 減量化・資源化の課題

(1) 排出抑制・再資源化

本村のごみ排出量は、現在の分別体制が確立されてから若干の減少傾向で推移しています。

今後ごみの減量及び資源物との分別徹底について、広報・パンフレット・ホームページ等、広報活動に努め、住民意識の向上を図ります。

(2) 事業系ごみの減量化

事業系ごみについては、産業廃棄物との線引きが曖昧なところもあるものの、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律）や食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）に基づき、適正に区分して受入・処理を行う必要があります。また、事業者が独自に行っている事業系ごみの資源化物（古物商による取引等）の量は表面化していない潜在資源化量となっており、潜在化させれば一般廃棄物全体の資源化率向上につながるようになります。

3. 中間処理施設の課題

(1) 倶知安町清掃センターの焼却施設

本村の焼却施設では、羊蹄山麓地域7ヶ町村の燃やせるごみの焼却処理を行っていましたが、本焼却施設は、平成27年3月末をもって、地元住民との協定によって焼却炉が稼働停止しました。現在は、燃やせないごみ・粗大ごみの破碎処理を行う施設として稼働していますが、焼却施設の解体等再整備を検討する必要があります。

(2) 新処理施設の検討

平成27年度より羊蹄山麓地域7ヶ町村の新しい燃やせるごみの処理方式は、循環型社会の形成に寄与でき地球温暖化抑制効果も高く、生ごみ分別がされている地域特性を活かし、固形燃料化方式で実施されています。施設の設置場所は、運搬の効率からごみ量の割合が最も多い倶知安町となりました。事業方式は、施設経費や処理経費、処理の継続性などを総合的に検討・判断し、民間委託方式で実施されています。

4. 最終処分場の課題

本村の一般廃棄物最終処分場は、使用予定期間15年間の計画として、平成14年12月に供用を開始し、現在、埋立地の水処理やダイオキシンの抑制等適正に管理されています。

今後も適正に運営していくために、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に則って維持管理を進めていかなければなりません。

ごみの資源化等の取り組みにより、令和50年以降も使用可能と見込まれるが、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみの減量化を図り、最終処分場の延命化に努める必要があります。

また、処分場の埋立地残容量は、適宜調査を行い、次期最終処分の体制について、検討する必要があります。

第7章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

行政と住民・事業者がそれぞれの役割と責任により、ごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理に取り組み、循環型の地域社会づくりをすすめます。

基本方針 1 ごみの発生抑制と再使用の促進

廃棄物の発生抑制は、ゼロ・ウエイト（資源の浪費、無駄をなくすという概念）と同様に3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも最優先されるものです。

生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要となったものをごみとせず、再使用することによってごみを発生させないことが重要です。

基本方針 2 資源化の推進やリサイクル活動等の促進

可能な限り資源として再生利用し、環境に負荷を与えないリサイクルを促進し、不用品の再利用によるごみの減量化を目的とした住民活動の促進を図ります。

基本方針 3 環境教育の充実

環境について、住民や事業者が関心を持ってもらえるように働きかけ、ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみ分別や環境保全の必要性について積極的な情報発信に努めます。

基本方針 4 環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性の確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたり、環境への負荷をできる限り少なくし、住民や事業者、関係機関と連携を図りながら、適正処理に向けた体制を構築します。

2. 計画の目標

(1) 国や道と本村の実績値比較

目標値を設定するに当たり、国や北海道と実績値を比較する。直近のデータの平成25年度から令和2年度では、一人一日当たりの排出量は国や北海道より大きく下回っています。

リサイクル率は、国や北海道を大きく上回っています。

表 7-2-1 一人一日当たりの排出量とリサイクル率の比較

(単位：g、%)

種別		年度									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
た ー り 人 排 出 日 量 当	国	958	947	939	925	920	919	918	901	890	880
	北海道	1,013	990	984	970	961	969	960	949	—	—
	真狩村	694	718	709	743	735	770	727	725	746	729
リ サ イ ク ル 率	国	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6
	北海道	24.0	24.6	24.3	24.3	24.3	23.9	23.2	23.4	—	—
	真狩村	50.3	48.9	50.2	55.4	54.8	44.5	47.0	46.6	56.3	50.7

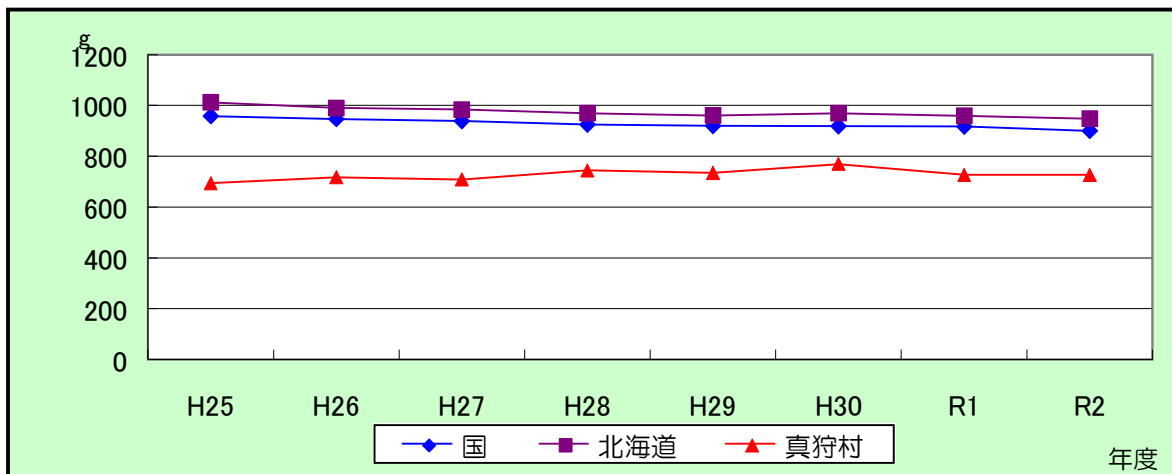


図 7-2-1 1人1日当たり排出量の推移と比較

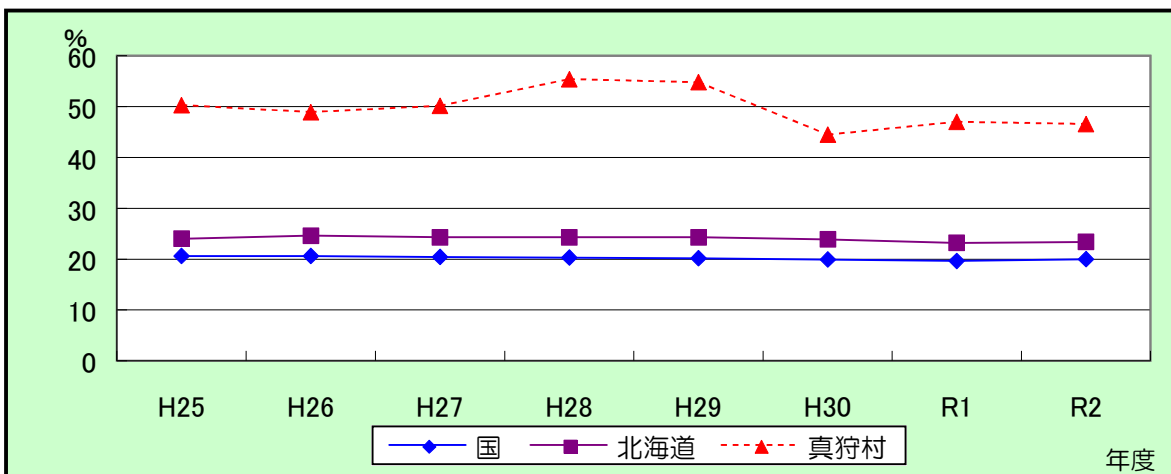


図 7-2-2 リサイクル率の推移と比較

(2) 国や道の目標量と本村との比較

① 国の一般廃棄物の減量化の目標量

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）について、平成24年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることに鑑み、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成29年2月29日中央環境審議会）等を踏まえ、所要の変更による目標値を国の目標値と比較しました。

表 7-2-2 国の目標値との比較

項 目	国	真狩村			比 較 H24対R2
	目 標	実績値		比 較	
	令和2年度	平成24年度	平成29年度		
一般廃棄物 総排出量	平成24年度比 約12%削減	584 t	562 t	552 t	5.5%減
一人一日当 たり排出量	500 g	704 g	735 g	727 g	1.03%増加
再生利用率	約27%に増加	51.1 %	54.8 %	46.6 %	4.5ポイント減
最終処分量	平成24年度比 約14%削減	105 t	72 t	6 t	94.3%削減
[参考] 最終処分率	H24年度約12.5% R2年度約10.4%	17.6 %	11.4 %	1.0 %	16.6ポイント減

② 北海道の目標

北海道廃棄物処理計画（令和2年3月「第3章 目標及び施策の展開の基本的な考え方」から一般廃棄物に係る減量化等の目標値のみ抜粋）による目標値を本村の目標値と比較しました。

表 7-2-3 北海道の目標値との比較

項 目	北海道	真狩村			比 較 H29対R6
	目 標	実績値		予測値	
	令和6年度	平成29年度	令和3年度	令和6年度	
一般廃棄物 総排出量	平成29年度比 約10%削減	562 t	547 t	469 t	16.5%削減
一人一日当 たり排出量	900g/人・日 以下とする	735 g	272 g	665 g	9.4%削減
再生利用率	約30%以上	54.8 %	56.3 %	71.1 %	16.3ポイント増加
最終処分量	平成29年度比 約20%削減	72 t	13 t	7 t	90.3%削減
[参考] 最終処分率	H20年度約16.8% R6年度約14.7%	11.4 %	2.3 %	1.5 %	9.9ポイント減

（参考の最終処分率は独自算定）

(3) 真狩村の目標量（値）の設定

国や北海道の目標量と本村を比較すると、最終処分量以外は、本計画の基準年度である平成23年度で既に目標量を達成しています。本村は、既に一定水準に達しているが、今後も最終処分量の減量化を推進し、国や北海道の目標量との整合性を図りながら、本計画におけるごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標量を定めます。

表 7-2-4 真狩村の目標量の設定

項目	実績値		予測値	目標値（令和15年度）	
	平成24年度	令和元年度	令和15年度	目標設定	目標量
一般廃棄物 総排出量	548 t	558 t	440 t	令和元年度比 約21.1%削減	435 t
一人一日当 たり排出量	704 g	727 g	665 g	平成元年度比 約9.2%削減	660g/人・日
再生利用率	51.1 %	47.0 %	71.1 %	平成元年度比 約26.0ポイント増	73.0 %
最終処分量	105 t	77 t	7 t	平成元年度比 約87.0%削減	10 t
[参考] 最終処分率	17.6 %	12.3 %	1.5 %	平成元年度比 約10.0ポイント増	2.3 %

① ごみの排出量

本村の人口は、今後減少が見込まれ、総排出量も減量することが予測されますが、さらなるごみの減量化に取り組む必要があります。令和15年度における計画の数値目標として、一人一日当たりの排出量を令和元年度実績より約9%削減し、660gとする。総排出量は、一人一日当たりの排出量と人口推移により算出し、令和元年度実績より約21%削減し、435tとします。

② リサイクル率

本村のリサイクル率は、既に高い水準に達していますが、リサイクル率の向上に向けてさらなる施策の展開を図る必要があります。令和15年度における計画の数値目標として、令和元年度のリサイクル率より約26ポイント増加させ、リサイクル率を73%とします。

③ 最終処分量

ごみ処理計画の円滑な推進を図り、3Rを推進することにより、最終処分量も減少します。令和15年度における計画の数値目標として、令和元年度より約87%削減し、10tとします。

3. ごみ処理費の抑制

ごみの処理を進める上で、その事業に係るコストの分析・評価を行い、効率的に事業を展開することが求められています。

平成19年6月（令和3年5月改訂）環境省より、コスト分析の標準的手法として、「一般廃棄物会計基準」が示され、平成25年4月に、「支援ツール」の一部修正が行われました。

本村においても、今後はこの一般廃棄物会計基準等を用いながら、ごみ処理に係るコストを算出し、住民に分かりやすい廃棄物行政を行うとともに、コストの効率化を推進します。

4. 基本方針に基づく今後の取組み

数値目標達成に向け、住民・事業者・村が取り組んでいく主な施策を次のとおりとします。

基本方針 1 ごみの発生抑制と再使用の促進

ごみの排出を抑制するためには、住民・事業者・行政の3者による適切な役割分担と連携・協働が不可欠であり、啓発・啓蒙活動の積極的な展開とともに、過剰包装の抑制やマイバック運動の推進、再生品の利用促進運動などを実施していく必要があります。

【住民の役割】

- ①購入の際には簡易包装を積極的に申し出る。
- ②リサイクルに適した商品の購入に努める。
- ③ものを大切に使い、修理・修繕などによる再使用に努める。
- ④マイバック等を活用し、レジ袋等のごみ排出抑制に努める。
- ⑤食材の有効活用、食べ残しをなくす、ごみに出すときは水切りをする等の活動に努め、残渣の大きな減量に努める。
- ⑥環境に優しいライフスタイルを積極的に取り入れ、生活ごみ排出抑制に努める。

【事業者の役割】

- ①事業系ごみの減量・資源化
リサイクル型商品の開発・導入とグリーン購入等再生品利用の推進に努める。
事業者への「拡大生産者責任」に基づく自主回収を行うほか、「排出者責任」によるごみの適正処理に努め、ごみの減量・リサイクルのための取り組みを主体的にすすめる。
- ②適正包装等
流通・販売段階での簡易包装の推進（トレイ・梱包材の少々限化）に努める。
過剰な包装や緩衝材の使用を抑制するよう努める。
- ③各事業所・職場でのごみ減量リーダーの養成
事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進を図るため、ごみ減量リーダーの養成を図る。
- ④ごみにならない製品の開発
使い捨て商品の開発・製造販売の縮小に努める。
耐久性に優れた商品、適正な処理が困難とならない製品の開発などに努める。

【村の役割】

①啓発活動の推進

- ・ごみの減量化を図るため、住民、事業所に対し、分別の徹底と精度向上につながる啓発・指導を実施する。
- ・小中学校において、ゴミに関する学習機会を確保し、意識の醸成が図られるよう、学校教育関係者と連携を図り、ゴミ収集・処理・リサイクルに関わる施設見学等、学習機会づくりにも積極的に協力する。
- ・広報まっかりやホームページ・各SNSへの掲載、分別パンフレット、イベント等の活用により、住民への情報を提供する。
- ・不要品のリユース事業を展開する民間企業と連携を図り、不要品を廃棄物として捨てる前に再利用する意識を持つための仕組みを構築し、住民への普及啓発を推進します。

②村における3Rの取り組み

- ・関係部局と連携をとりながら、自ら積極的に3R活動を実践する。

基本方針 2 資源化の推進やリサイクル活動等の促進

ごみは、混ぜれば廃棄物、分別すれば資源となります。適正排出を推進し、住民のリサイクル活動の促進に向けた体制を構築します。

【家庭系ごみの適正排出】

①分別排出ルールの指導・啓発

ごみの分別を徹底するため、分別パンフレットの配布、町内会、共同住宅管理会社などと連携し、ごみステーションなどの実態の把握により、協働で指導・啓発に取り組みます。

②違反ごみ等への対応

分別ルールに違反しているごみは、収集時に違反シールを貼付して注意を促します。

【事業系ごみの適正排出】

①事業所への啓発

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを原則とし、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに地方公共団体の施策に協力しなければならないことから、その啓発に努めます。

②事業系ごみの減量化・リサイクルシステムの構築

事業系のごみは、業種により性質・形状等が安定して排出されていることから、ごみの減量化やリサイクルに取り組みやすいとされています。商店街などが町内会と協力して資源回収業者が回収するなど、双方が効率よくリサイクルできる仕組みを検討します。

【種類別のリサイクル推進】

①容器包装廃棄物のリサイクル推進

容器包装廃棄物の資源化を推進するためには継続して収集を行う必要があります。分別排出ルールの啓発や指導を強化します。

②古紙類のリサイクル推進

新聞、雑誌、ミックスペーパー等は、今後も引き続き現行の回収方法により分別回収を推進します。

③生ごみのリサイクル推進

家庭から排出される生ごみの分別リサイクルは、重要事項です。排出ルールの啓発や指導を強化します。

④もやせるごみのリサイクル推進

平成27年度よりもやせるごみの新処理方法として固形燃料化によるリサイクルを実践しています。令和4年度より固形燃料化不適物の紙オムツなどの衛生ごみの分別収集を実施しておりますが、その他の固形燃料化不適物の分別方法を検討・確立し、普及啓発を推進します。

⑤小型電子機器のリサイクル推進

平成24年8月10日公布、平成25年4月1日施行の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、現状の本町における受入体制や回収方法に加え、令和2年度よりリネットジャパン(株)と協定を締結し、回収方法・リサイクル方法に関する選択肢を増やし、住民への普及啓発を推進します。

⑥プラスチック使用製品のリサイクル推進

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、プラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品についてもリサイクルが可能となりました。プラスチック使用製品に係る資源化方法を検討・確立し、普及啓発を推進します。

【リサイクル活動等の促進】

①リサイクル情報等の蓄積と提供

リサイクル活動を促進するうえで情報の共有は重要となります。町内会や団体または事業者が行う、ごみの減量化を目的としたフリーマーケットなどのイベントの情報を蓄積し、住民へ提供するシステムを構築します。

基本方針 3 環境教育の充実

ごみや環境について子供の頃から意識を持つこと、ごみについて実際に見たり聞いたりすることは、何より実感があり環境制作への理解と相互協力が向上します。

①ごみ処理パンフレットの配布・出前講座の実施

ごみはどのような仕組みで処理されるのかを知ること、興味を持ってもらえるように、小学校・中学校などへパンフレットを配布します。更に、出前講座などを実施し、意識向上を目指します。

②ごみ処理見学会などの実施

小・中学生などを対象に施設見学できる機会をつくり、環境について関心を持ってもらえるように、ごみの減量、リサイクルの推進、ごみ分別や環境保全の必要性などについて積極的な情報発信に努めます。

基本方針 4 環境負荷の少ないごみ処理体制の構築

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、地球温暖化防止にも配慮されるよう環境への負荷をできる限り少なくし、住民や事業者、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築します。

①家庭系ごみの適正排出

分別排出ルールの指導・啓発を強化し、環境への負荷が少ない適正排出を促進します。

②事業系ごみの適正排出

事業所へのごみの減量化・リサイクルの啓発及び自己処理への協力を求め、環境への負荷が少ない適正排出を促進します。

③ごみの収集運搬計画

地域特性等を考慮した体制の適宜見直し、ごみステーションの維持・管理における住民との協力と信頼関係が図られるよう努め、より効率的な収集運搬体制を検討・整備します。

④ごみ処理の環境における配慮

ごみ処理について、地球温暖化の防止の観点、及び有害物質による環境への影響を配慮し、いかなる事業主体による処理であっても、法令を遵守させ適正に処理されるよう監視に努めます。

⑤適正処理困難物への対応

村では家庭から排出されるごみのうち、適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）や有害なもの、危険性があるもの等を「排出禁止物」としています。これらのものは、販売業者や専門業者に排出者自ら処分を依頼するなど適正に対応する必要があります。なお、有害なもののうち、乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計、小型充電式電池については処理ルートがあるので、有害ごみとして収集しています。適正な処理が推進されるよう、分別パンフレットや真狩村ホームページ、チラシ等において住民周知を進めます。

⑥在宅医療廃棄物の対応

医療技術の進歩に伴い在宅医療も増加傾向にあります、このため、一般家庭からも点滴バッグや注射針の在宅医療廃棄物が排出されるようになりました。これらは家庭から排出されるため一般廃棄物として取り扱われます。しかし、注射針の混入などによる収集作業員への危険性に対する対応など、それぞれの性状に見合った回収方法が必要になりますので、村による分別指導や相談、また、関係機関とも連携し対応策を適宜検討します。

⑦引越ごみの対応

引越や特殊事情などにより大量のごみが発生または指定日に排出できない場合、ごみステーションが一杯になり他の住民の排出に支障が及ぶ可能性があることから、自ら搬入または収集運搬許可業者への依頼による収集運搬を促すと共に、分別の啓発に努めます。

⑧不法投棄防止の啓発と自然環境の保全

不法投棄やポイ捨てはなかなか無くなりません。村の定期的なパトロールの実施、近隣民との情報提供や啓発看板の設置、クリーン作戦など地域協力を通して町全体の意識の向上を図り、住民・関係機関と連携して不法投棄の防止と自然環境の保全を推進します。

⑨羊蹄山麓地域の一般廃棄物

羊蹄山麓7ヶ町村（蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）では、もやせるごみの固形燃料化処理をしています。処理施設（固形燃料化）の設置場所が倶知安町であることから、今後も羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会の中で効率性、継続性また環境への影響を配慮しながら協議・検討を進めていきます。

5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続しますが、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、現在、もやせないごみとして収集されてきたプラスチック使用製品をプラスチック製容器包装と同様に資源化する取り組みを今後検討していきます。

表 7-5-1 分別集区分

種 類	分別区分	収集区分	排出容器等	中間処理施設
① 燃やせるごみ	燃やせるごみ	指定日	指定専用袋	委託施設
② 燃やせないごみ	燃やせないごみ	指定日	指定専用袋	委託施設
③ 生ごみ	生ごみ	指定日	指定専用袋	委託施設
④ 有害ごみ	蛍光管・電球	指定日	市販(半)透明袋	真狩村資源ごみリサイクルセンター又は委託施設
	乾電池・ボタン電池		電池回収箱	
⑤ 資源ごみ	アルミ・スチール缶、びん類 ペットボトル	指定日	市販(半)透明袋	
	発泡スチロール		市販(半)透明袋、ひもで結束	
⑥ 資源ごみ (容器包装)	プラスチック製容器包装 紙製容器包装	指定日	市販(半)透明袋	
⑦ その他資源ごみ	紙パック 段ボール	指定日	ひもで結束	
	新聞・チラシ 本・雑誌		専用袋か白地の紙袋	
	ミックスペーパー			

※ 1 燃やせるごみは、平成27年度以降は焼却処理をせず、新中間処理施設で固形燃料化処理施設で固形燃料化処理しています。

※ 2 有害ごみは、資源ごみリサイクルセンターで一時的保管し、再処理施設において無害化・再生処理されます。

(2) 家庭系引越しごみ

引越しごみは、分別収集区分に従って排出することに努めなければならないが、多種多様なごみが大量に発生するため、ごみステーションが溢れる等、その量や形態により通常の収集に支障をきたすおそれがある。排出者は、引越または諸事情により通常より量が多いまたは分別や指定日の排出が困難である場合、引越しごみとして、村の指示する方法で排出するか、自らまたは許可業者へ依頼して収集・運搬することとします。

(3) 事業系ごみ

事業系ごみは、自らまたは許可業者へ依頼して収集運搬することを基本とし、分別区分に従いかつ家庭系ごみの処理に支障がないと認める時は、家庭ごみとみなして収集運搬することとします。

6. ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集形態等

① 一般廃棄物(家庭系ごみ)

家庭系ごみは、ごみステーション方式による収集、または資源ごみリサイクルセンターに自ら搬入することとしています。収集の回数については、当面現状と同様とします。

- ア) 燃やせるごみ : 週 1回
- イ) 燃やせないごみ : 月 2回
- ウ) 生ごみ : 週 2回
- エ) 資源ごみ : 週 3回 (資源ごみ 1回、その他 1回、プラ・紙製容器包装 1回)
- オ) 有害ごみ : 週 1回

② 粗大(大型)ごみ

家庭系粗大ごみの収集運搬は、年3回、許可業者へ委託し、戸別回収を行い、また、廃棄物最終処分場内の資源ごみリサイクルセンターに自ら搬入した粗大ごみを民間処理施設へ搬入している。粗大ごみの収集運搬は、当面現状と同様とします。

③ 一般廃棄物(事業系ごみ)

事業系ごみについても、現状と同様、自らまたは許可業者へ依頼による収集・運搬・処分とし、村の家庭系ごみの収集・運搬・処分に支障がないと認めるときは処理をします。

④ 排出禁止物等

ごみを収集・運搬・処理する際、機器や設備に著しい汚損、損壊するなどの、適正に処理が出来なくなるものを指定しています。

- ア) 危険性、引火性のあるもの
- イ) 有害性のあるもの
- ウ) 処理施設の機能を損なうおそれのあるもの
- エ) その他、ア) からウ) 以外の処理が困難なもの

(2) 収集・運搬体制

町内会等が管理するごみステーション方式を継続し、環境面や衛生面に配慮しながら、業務の効率化を図る。収集・運搬体制計画は次の7に示します。

(3) 中間処理・最終処分

可燃ごみ処理方式の移行に伴い、適宜検討する必要がある。中間書計画及び最終処分計画は、次の8及び9に示す。

7. 収集・運搬体制計画

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続しますが、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、今までもやせないごみとして収集していたプラスチック使用製品の再資源化に取り組むため、プラスチック製容器包装と合わせた分別収集について検討を行います。

表7-7-1 家庭系ごみの種類・分別区分及び収集・運搬体制（平成27年度以降）

種類	分別区分	収集回数	収集・運搬方式	収集・運搬主体	中間処理施設
燃やせるごみ	燃やせるごみ	週 1回	ごみステーション方式 又はセンター自ら搬入 ※	村（委託） 排出者	委託施設
	衛生ごみ				
	紙おむつ・ 生理用品類 非感染性在宅 医療器具等				
燃やせないごみ	燃やせないごみ	月 2回	ごみステーション方式 又はセンター自ら搬入	村（委託） 排出者	委託施設
	小型電子機器	燃やせない 又は粗大ご みと同様	拠点・センターへ自ら搬 入又は許可業者へ依頼し て搬入、若しくはゴミス テーション方式 小型電子機器は、リネッ トジャパン(株)に直接搬出 が可能（指定運搬業者）	村（委託） 排出者 許可業者	委託施設
粗大ごみ	粗大ごみ	年 3回	戸別回収又はセンターへ 自ら又は許可業者へ依頼 して搬入	村（委託） 排出者	委託施設
生ごみ	生ごみ	週 2回	ごみステーション方式	村（委託）	委託施設
資源ごみ	アルミ・スチール缶	週 1回	ごみステーション方式 又はセンター自ら搬入	村（委託） 排出者	民間処理業者
	ガラスびん				
	リターナルびん				
	ペットボトル				
	プラ製容器包装				
	紙製容器包装				
	紙パック				
	段ボール				
	新聞類				
	雑誌類				
	ミックスペーパー				
白色トレイ					
有害ごみ	蛍光管類	週 1回	ごみステーション方式 又はセンター自ら搬入	村（委託） 排出者	民間処理業者
	電池類				
	小型充電式電池	随 時	電池回収箱又はセンターへ自ら搬入		

※センターは、一般廃棄物最終処分場内の「資源リサイクルセンター」。

(2) 村で収集しないごみ

表 7-7-3 村では収集しないごみ

分類	ごみの種類	処分方法等の適用
家電リサイクル法（対象機器）	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれがあるもの、家電等含む PCB使用部品、特定の焼却施設から生じたばいじん等	専門機関など
危険性、引火性、有害性があるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、ベンジン、塗料入り缶、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物の内右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、FRP船、PCプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関
適正処理困難物	タイヤ、タイヤホイール	販売店など取扱店 許可業者
大量のごみ、事業系ごみ	土砂、灰、石、コンクリートブロック、倒木・剪定木、家屋解体廃材、ドラム缶、屋外用灯油タンク、（個人以外）、農機具（取扱店等が引受したものは村で処分しない）	販売店など取扱店 許可業者
動物の死体の内右欄に掲げるもの	化製場に関する法律第 1条に定める獣畜、所有者が特定できる犬と猫など	知事の許可を受けた業者等
事業系ごみ	事業活動に伴って生じる一般廃棄物	(3)事業系ごみの処理体制計画に記載
農業用廃プラスチック	ビニールハウス、トンネル、マルチ、肥料袋、コンテナ、トレー、寒冷紗、フィルム等	農業用廃プラ回収事業（JA実施）
使用済小型電子機器の内右欄に掲げるもの	パソコン、携帯電話	(4)使用済小型電子機器の体制計画に記載
引越しごみ	指定日に排出することが困難なもの、または分別及び排出量等により通常の収集に支障をきたすおそれのあるもの	許可業者へ依頼して収集・運搬・処分するなど、村長の指示する排出・運搬方法・運搬場所とする。

(3) 事業系ごみの処理体制計画

事業系ごみは、事業者の自己責任において適正に処理することを基本としています。そのため、自ら処理または許可業者へ依頼による収集・運搬・処分を基本とします。事業者は3Rの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物の適正な循環利用及び処分への取り組みに努めるものとします。

ただし、家庭系ごみの処理に支障がないと認めるときは、家庭系ごみとみなして排出することができることとします。今後は新規事業者及び既存事業者に対して基本処理への理解と協力を求めています。

(4) 使用済小型電子機器の処理体制計画

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布（平成24年8月10日公布）に伴い、村による適正処理の取組みを進めます。拠点回収等収集方法を適宜検討し、リサイクル率の向上を促進します。

当面は、燃やせないごみとの併用収集とし、直接搬入物のピックアップ回収をする。パソコン、携帯電話は、個人情報保護対策及び資源化の必要があるため、ごみステーション方式による収集はしないが、排出者が分別して自ら搬入されるものは受入する。ただし、従来の回収ルート（メーカー、3R推進協会など）への排出も可能とする。

また、小型電子機器は、村と協定を締結しているリネットジャパン(株)に直接搬出が可能ですが、その際はリネットジャパン(株)の指定運搬業者のみの収集となります。

(5) 羊蹄山麓地域の一般廃棄物の処理体制計画

現在、羊蹄山麓7ヶ町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）のもやせるごみは、焼却処理から固形燃料化方式に移行し、処理施設の設置場所は倶知安町となることから、羊蹄山麓6ヶ町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）のもやせるごみ及び衛生ごみは、倶知安町内の処理施設へ搬入されます。中間処理された固形燃料は資源化物として再生利用されるほか、衛生ごみは令和3年度から焼却処理され、残渣は倶知安町内の委託施設で最終処分されます。

もやせるごみ（もやせるごみ・衛生ごみ）の処理フロー計画を以下に示します。

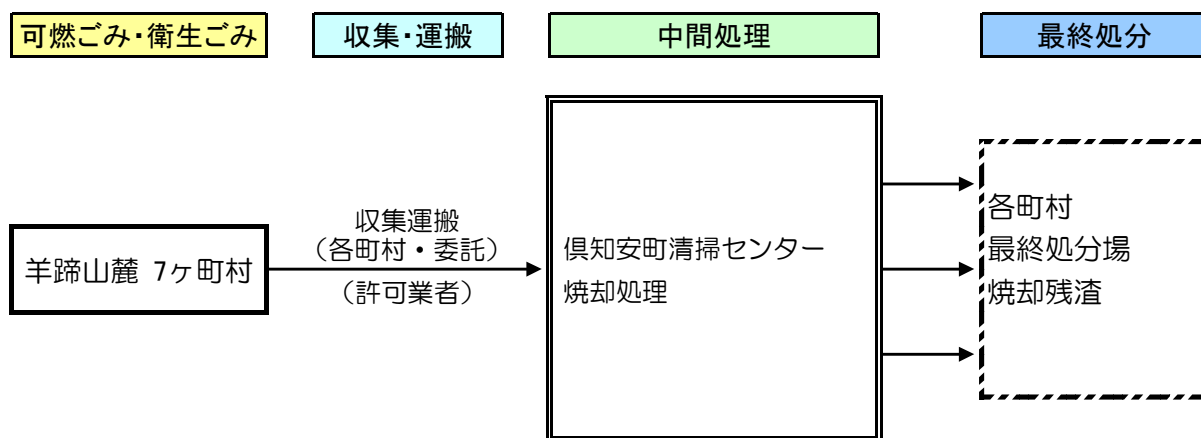


図 7-7-1 羊蹄山麓地域の可燃ごみ処理フロー（平成26年度迄）

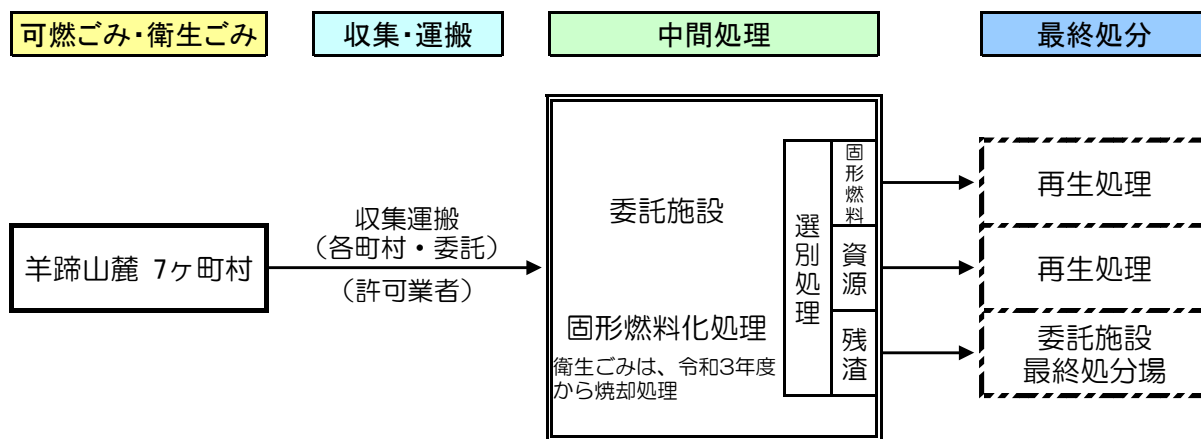


図 7-7-2 羊蹄山麓地域の可燃ごみ処理フロー（平成27年度以降）

8. 中間処理計画

(1) 処理フロー

俱知安町清掃センターの焼却炉は、平成27年3月で稼動を終えたことから、中間処理施設全体について検討する必要がある。

現在の処理フローを示す。

平成27年度以降の処理フローを示す。

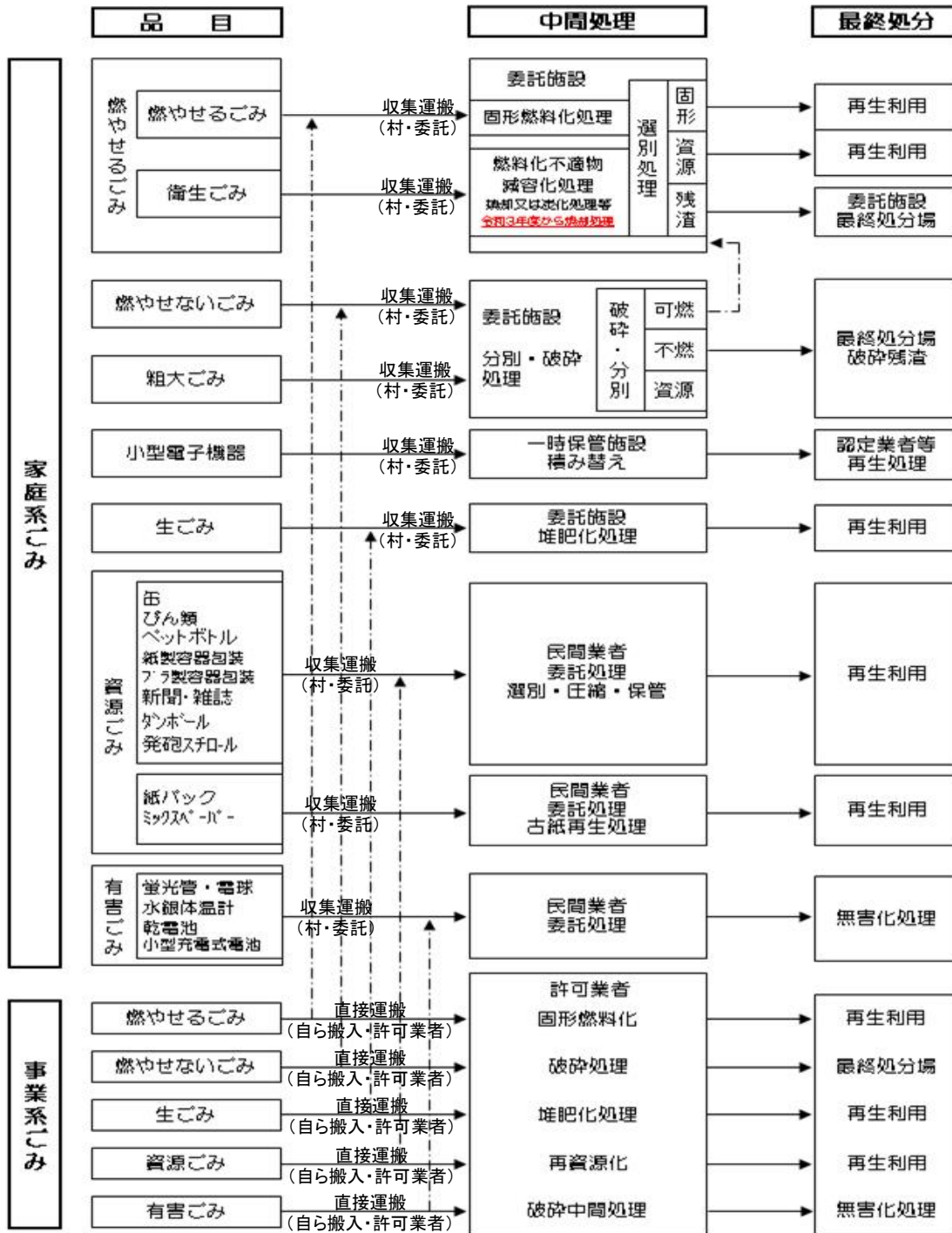


図 7-8-2 処理フロー(平成27年度以降)

※委託(許可)施設で令和3年度から行う焼却処理は衛生ごみのほか、一部他の一般廃棄物についても搬入量等に応じて行う。

(2) 中間処理施設計画

① 焼却処理施設

倶知安町清掃センターの焼却炉は、平成27年3月をもって稼動を終えることから、固形燃料化処理を主体とする民間委託施設となります。

焼却施設は、解体することを基本とし、解体計画を検討・策定中です。

② 破碎処理施設

倶知安町清掃センターの破碎施設は、焼却施設と併設されていることから、今後、施設調査を実施しその結果を踏まえ、管理運営、施設の耐久性などを総合的に検討し施設計画を検討・策定します。

③ 真狩村資源ごみリサイクルセンター

資源ごみリサイクルセンターは、今後も適正な管理運営に努めていきます。

9. 最終処分場計画

(1) 最終処分に関する基本方針

- ① 最終処分場は、周辺環境に影響を与えることのないよう、適切な管理運営に努めます。
- ② ごみの排出抑制、資源化の促進、中間処理により埋立量の減量に努めます。
- ③ 環境保全を念頭に置きながら、最終処分場の整備に努めます。

(2) 最終処分場計画

本村の一般廃棄物最終処分場は、焼却残渣、破碎残渣、中間処理及びリサイクルでの処理に適さない物を埋立処分します。また、不測の事態への対応としてストックヤードの確保のため維持管理を継続します。浸出液処理施設の適正管理、及び残余容量の定期的な測量を行います。

10. その他ごみに関し必要な事項

(1) 廃棄物減量化推進委員会

羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会設置要綱第9条に基づき設置された機関であり、羊蹄山麓地域の各町村から発生するごみの適正処理を確保するため、廃棄物の減量化・分別、資源のリサイクルを徹底するために必要な事項を調査協議します。今後、条例に基づく委員会整備等を検討します。

(2) 不適正排出対策

ごみステーションは、ごみを輩出する村民一人ひとりのモラルのもとに管理運営が成り立っていることから、今後も、ごみ排出方法の周知と排出マナーの向上を呼びかけるなど、不適正排出の防止を図ります。

(3) 不法投棄対策

山林や林道等における不法投棄を未然に防ぐため、地域や警察と連携し、地区や周辺住民の協力のもと、定期的なパトロールや通報などの監視連絡体制を強化し、不法投棄がされないような環境づくりを進めていきます。

(4) 環境美化活動の推進

例年、融雪後、地区、町内会、団体、ボランティア等による道路沿いや河川のごみ拾いを実施しているが、今後も、環境美化に対する村民の意識の高揚を図るとともに、村民と一体となった地域活動を推進していくものとします。

(5) 災害時のごみ処理対応

本村は、これまで甚大な自然災害に見舞われたことがないが、今後、地震や水害等の自然災害が発生した場合、災害廃棄物が排出されることが予想されるため、「災害廃棄物処理計画」の策定をすすめ、国や道、市町村、関係機関・団体等の協力を得ながら、災害廃棄物の収集・処理に対応します。

第8章 生活排水処理基本計画

1. 計画策定の趣旨

本村では、身近な生活環境や公共用水域の保全のため、平成11年度から公共下水道が供用開始され、合併浄化槽の普及と併せて令和4年度現在、汚水処理人口普及率は80.2%、生活排水処理率は79.1%に達しており、生活環境の向上が図られています。

今後とも、生活排水の衛生処理の促進を図り、快適な居住環境づくりを進めるため、生活排水処理基本計画を策定します。

2. 基本方針

- 生活排水が公共下水道または合併浄化槽により、適正に処理されるよう、その普及促進に努める。
- 公共下水道区域内においては、下水道への接続を指導し、利用促進を図る。
- し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理場の適正な運転と維持管理を通して衛生的に処理する。
- 村内河川等の水質保全、周辺環境へ影響を及ぼさないよう、浄化槽の適正な維持管理の徹底、生活雑排水対策など村民と一体になって展開する。

3. 生活排水の排出の状況

本村における生活排水の排出の状況は次のとおりです。

表 8-3-1 生活排水の処理形態別人口

(単位：人、%)

項 目		R2年度	R3年度	R4年度
行政区域内人口		1,984	1,939	1,940
汚水処理	汚水処理人口	1,603	1,556	1,556
	公共下水道処理	1,235	1,195	1,190
	公共下水道処理区域外の合併浄化槽	368	361	366
	非汚水処理人口	381	383	384
	汚水処理人口普及率(%)	80.8	80.2	80.2
生活排水処理	水洗化・生活雑排水処理人口	1,579	1,533	1,535
	公共下水道水洗化	1,211	1,172	1,169
	合併浄化槽	368	361	366
	その他下水区域外流入	0	0	0
	未水洗化・生活雑排水未処理人口	405	406	405
	単独浄化槽	57	52	51
	し尿汲み取り	348	354	354
生活排水処理率(%)	79.6	79.1	79.1	

※ 汚水処理人口：公共下水道処理人口＋公共下水道処理区域外の合併処理浄化槽人口

公共下水道処理人口：公共下水道整備区域内人口

公共下水道処理：公共下水道＋特定環境保全公共下水道

汚水処理人口普及率：汚水処理人口／行政区域内人口×100

水洗化・生活雑排水処理人口：公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口＋下水道区域外流入人口

生活排水処理率：水洗・生活雑排水処理人口／行政区域内人口×100

4. 生活排水の処理体系及び処理主体

(1) 処理体系

本村における生活排水の処理体系は、次の図のとおりです。

公共下水道及び合併処理浄化槽に接続している家屋の生活排水は、処理し放流されています。単独処理浄化槽及び汲み取り便所の家屋から排出され、未処理のまま放流されています。し尿及び浄化槽汚泥は、羊蹄衛生センターで処理し、処理水を放流しています。

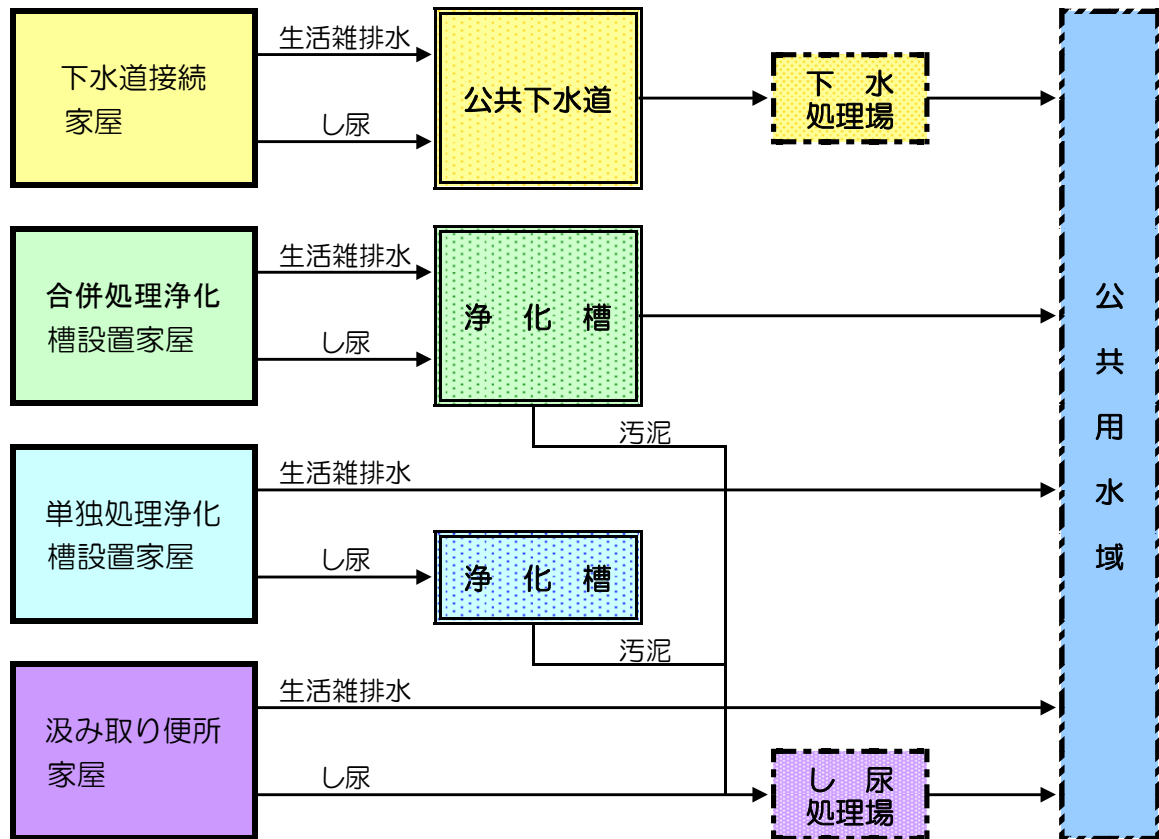


図 8-4-1 生活排水の処理フロー

(2) 処理主体

本村における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

表 8-4-1 生活排水の処理主体

処理施設	区分	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	真狩村（真狩村浄化センター）
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	各設置者（個人等）
単独処理浄化槽	し尿	各設置者（個人等）
し尿処理場	し尿・浄化槽汚泥	羊蹄山麓環境衛生組合（羊蹄衛生センター）
最終処分場	し尿処理場から排出される焼却灰	各構成町村（ニセコ町除く）の最終処分場（倶知安町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町） ニセコ環境(株)の最終処分場（ニセコ町）

（参考：令和5年度真狩村分の焼却灰最終処分量62kg）

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理計画

① 生活排水の処理目標

項 目	令和4年度	計画策定年次 (令和5年度)	計画目標年次 (令和15年度)
生活排水処理率	79.1 %	81.1 %	73.7 %

注) 令和5年度の生活排水処理率は見込み

② 計画人口

項 目	令和4年度	計画策定年次 (令和5年度)	計画目標年次 (令和15年度)
行政区域人口	1,940 人	1,937 人	1,813 人
生活排水処理人口	1,535 人	1,571 人	1,336 人

注) 令和5年度の生活排水処理人口は見込み

③ 生活排水の処理形態別内訳

年度 項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
行政区域人口	1,937	1,932	1,927	1,913	1,899	1,884	1,870	1,856	1,842	1,828	1,813
水洗化・生活雑排水処理人口	1,566	1,571	1,571	1,573	1,541	1,511	1,476	1,441	1,406	1,371	1,336
公共下水道	1,199	1,201	1,197	1,193	1,170	1,139	1,103	1,067	1,031	995	959
合併浄化槽	367	370	374	380	371	372	373	374	375	376	377
その他 下水道区域外流入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未水洗化・生活雑排水未処理人口	371	361	356	340	358	373	394	415	436	457	477
単独浄化槽	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
し尿汲取り	320	311	307	292	311	327	349	371	393	415	436

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状

① し尿及び浄化槽の処理フロー

令和5年度現在のし尿及び浄化槽汚泥の処理フローは、次のとおりです。

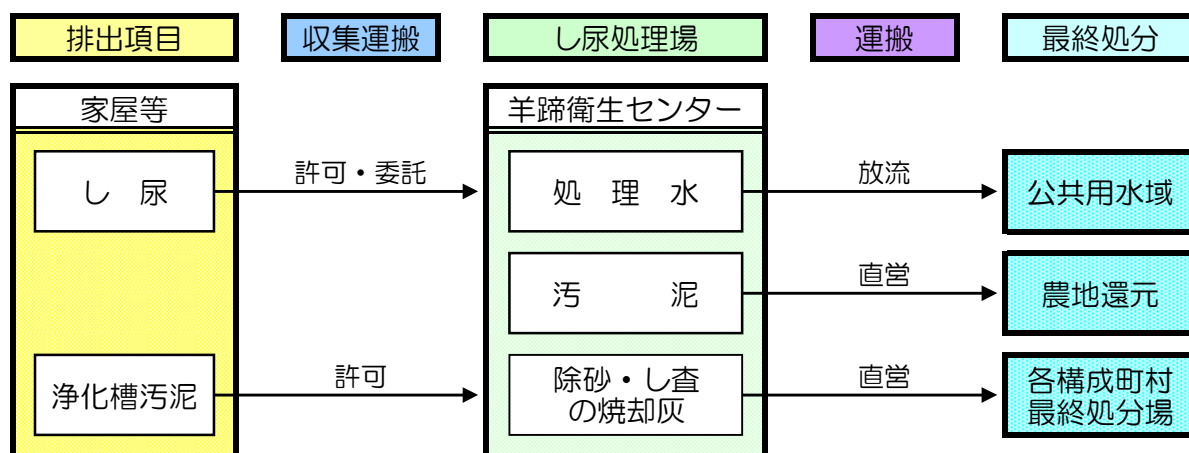


図 8-5-1 し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

② し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

本村におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集実績（収集量・人数・原単位）は、次のとおりです。

表 8-5-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

（単位：人、t、g）

項 目	収集量（kg）			人数（人）			原単位（kg/人・年）		
	R3	R4	平均	R3	R4	平均	R3	R4	平均
し 尿	249	267	258	354	354	354	703	754	729
浄 化 槽	559	592	576	413	417	415	1,354	1,420	1,387
単独浄化槽	94	120	107	52	51	52	1,808	2,353	2,080
合併浄化槽	465	472	469	361	366	364	1,288	1,290	1,289
合 計	808	859	834	767	771	769	2,057	2,174	2,115

③ し尿処理施設の概要

- 1) 事業主体 羊蹄山麓環境衛生組合
- 2) 施設名称 羊蹄衛センター
- 3) 所在地 虻田郡倶知安町字比羅夫266番地3
- 4) 敷地面積 12,789.42㎡
- 5) 施設規模 75t/日
- 6) 竣 工 昭和44年 11月
- 7) 処理方式 一次処理：加湿式二段階消化法、二次処理：標準活性汚泥法
- 8) 構成町村 倶知安町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町

(3) し尿及び浄化槽汚泥量の予測

本村におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測は、次のとおりです。

表 8-5-3 し尿及び浄化槽汚泥量の予測

(単位：キログラム)

年度 項目	R5	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
し尿	233	227	224	213	227	238	254	270	286	302	318
浄化槽	579	581	584	590	576	575	574	574	573	572	571
単独浄化槽	106	104	102	100	98	96	94	92	89	87	85
合併浄化槽	473	477	482	490	478	479	481	482	483	485	486
合計	812	808	808	802	803	813	829	844	859	874	889

(4) し尿・汚泥の処理計画

① 羊蹄山麓環境衛生組合

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、羊蹄山麓環境衛生組合（構成6ヶ町村、倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）で行っている。収集運搬計画及び処理計画については、羊蹄山麓環境衛生組合の一般廃棄物処理計画によります。

② し尿・汚泥の収集運搬計画

収集・運搬は、現在羊蹄山麓環境衛生組合による委託及び収集運搬許可業者により行っています。今後も、この体制を基本として継続していきます。

③ し尿・汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、羊蹄山麓環境衛生組合が管理する羊蹄衛生センターにおいて、適正に処理されています。今後とも、事務組合と連携し、適正な処理をすすめます。

④ し尿処理施設の現状と今後の計画

羊蹄衛生センターは、昭和44年の竣工から50年以上経過しており、施設の老朽化の課題がありますが、現在、新施設の整備が進められており、令和11年度から新施設での稼働が予定されています。

(5) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について村民に周知を図るとともに、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期点検について、広報等を通じてその徹底や啓発活動に努めます。

また、生活排水及び処理水の放流先である河川の水質を維持できるよう、継続的に水質をモニタリングする必要があることから、尻別川水域の水質検査を継続して実施します。